

平成30年第1回せたな町議会定例会

平成30年3月2日（金曜日）

○出席議員（11名）

1 番 細 川 伸 男 君	2 番 神 田 和 浩 君
4 番 本 多 浩 君	5 番 石 原 広 務 君
6 番 梶 田 道 廣 君	7 番 大 湯 圓 郷 君
8 番 真 柄 克 紀 君	9 番 平 澤 等 君
10 番 大 野 一 男 君	11 番 熊 野 主 税 君
12 番 菅 原 義 幸 君	

○欠席議員（0名）

開会 午前 10 時 00 分

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員 11 名で定足数に達していますので、平成 30 年第 1 回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付されておりません。

その理由に係わる議会運営委員会の報告を求めます。

細川議会運営委員会委員長。

○委員長（細川伸男君） 平成 30 年第 1 回せたな町議会定例会の運営について議長から諮問を受けておりますが、当議会運営委員会といたしましては、平成 28 年度の一般会計決算の審議が終了されていないこと、並びに平成 30 年 2 月 26 日開催の畜産クラスター事業の推進と専決処分のある方に関する調査特別委員会が調査終了したことに伴う、平成 28 年度一般会計決算の数字の減額修正に関する町側からの回答が無いことなどから、議事日程と運営に関する審議が出来ないまま閉会となりましたので、議長への答申が出来ていない状況であることを報告させていただきます。

以上です。

○議長（菅原義幸君） お聞きのとおりですので、本日の会議はこれで閉会し、減額修正された平成 28 年度せたな町一般会計決算が提出されるまでのあいだ、休会いたしたいと思います。

これにご異議、ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） ご異議なしと認めます。

この際、町長に申し上げます。

1 つ、行政執行者として地方自治法を順守し、議会の議決にしたがうこと。

2 つ、とりわけ専決処分を違法と判断した議会特別委員会の調査結果を受入れること。

3 つ、ただちに平成 28 年度決算を修正し、速やかに議会に提出すること。

以上、3 点の履行を強く要求する次第であります。

◎休会宣告

○議長（菅原義幸君） これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

ご苦労様でした。

休会 午前 10 時 3 分

平成30第1回せたな町議会定例会 第1号

平成30年3月15日（木曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告
故江上恭司議員追悼演説
- 4 行政報告
- 5 畜産クラスター事業の推進と専決処分のあり方に関する調査特別委員会委員長報告
- 6 [町政のあり方に関する調査特別委員会の設置・正副委員長互選]

○出席議員（11名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 細 川 伸 男 君 | 2 番 神 田 和 浩 君 |
| 4 番 本 多 浩 君 | 5 番 石 原 広 務 君 |
| 6 番 梶 田 道 廣 君 | 7 番 大 湯 圓 郷 君 |
| 8 番 真 柄 克 紀 君 | 9 番 平 澤 等 君 |
| 10 番 大 野 一 男 君 | 11 番 熊 野 主 税 君 |
| 12 番 菅 原 義 幸 君 | |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	高 橋 貞 光 君
教育委員会教育長	成 田 円 裕 君
農業委員会会長	原 田 喜 博 君
選挙管理委員会委員長	大 坪 観 誠 君
代表監査委員	残 間 正 君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長	佐々木 正 則 君
総 務 課 長	原 進 君
まちづくり推進課長	小 板 橋 司 君
財 政 課 長	西 村 晋 悟 君
税 務 課 長	樋 口 靖 君

町民児童課長	吉	崎	照	人	君
保健福祉課長	福	士	裕	繼	君
農務課長	佐	藤	英	美	君
農業センター所長	高	橋		睦	君
水産林務課長	横	川	洋	二	君
建設水道課長	丹	羽	孝	優	君
会計管理長者	三	浦		史	君
国保病院事務局長	横	川		忍	君
総務課長補佐	高	橋		純	君
財政課長補佐	神	田		昌	君
税務課長補佐	濱	登	幸	恵	君
町民児童課長補佐	佐々々	木	真	由美	君
町民児童課長補佐	坂	谷	洋	二	君
保健福祉課長補佐	元	島	敬	二	君
農務課長補佐	木	村	充	弘	君
水産林務課長補佐	八	木	忠	義	君
水産林務課長補佐	手	塚	清	人	君
建設水道課長補佐	松	本	健	裕	君
建設水道課長補佐	平	田	大	輔	君
国保病院事務局次長	中	川		讓	君
総務課主幹	浜	高	正	明	君
まちづくり推進課主幹	吉	田	有	哉	君
財政課主幹	黒	澤	美	知子	君
北檜山保育所長	伊	藤	悦	子	君
保健福祉課主幹	古	守	亜	珠	君
保健福祉課主幹	竹	内	亜	希子	君
地域包括支援センター所長	長	内		京	君
農務課主幹	河	原	泰	平	君
水産種育苗センター副所長	栄	田	武	志	君
建設水道課主幹	上	田	一	男	君
建設水道課主幹	金	澤	喜	嗣	君
建設水道課主幹	高	橋	真	一	君
総務係長	小	林	和	仁	君
職員厚生係長	尾	野	裕	也	君
防災係長	斉	藤	哲	章	君
広報統計係長	伊	藤	哲	史	君
商工労働観光係長	松	原	孝	樹	君

財 政 係 長	井 村	裕 行	君
經 理 入 札 係 長	小 林	朱 央	君
課 税 係 長	尾 野	真 也	君
徴 収 係 長	伊 瀬	亮 明	君
戸 籍 年 金 係 長	萩 原	千 康	君
国 保 医 療 係 長	中 山	朋 春	君
保 育 士 係 長	尾 野	利 美	君
保 健 推 進 係 長	垣 本	勇 子	君
居 宅 介 護 支 援 係 長	今 川	克 哉	君
包 括 支 援 係 長	阪 下	早 苗	君
地 域 支 援 係 長	金 澤	解 人	君
農 政 係 長	長 船	洋 志	君
畜 産 係 長	稻 川	佳 隆	君
林 業 係 長	池 上	裕 之	君
水産種育苗センター業務係長	大 野	秀 幸	君
水 道 係 長	鈴 木	涼 平	君
下 水 道 係 長	山 川	彩 子	君
出 納 係 長	三 浦	津 枝	君
医 事 係 長			

《大成総合支所》

支 所 長	佐 野	英 也	君
次 長	佐 々 木	正 人	君
主 幹	谷 川	一 志	君
主 幹	久 津 間		君
大成診療所事務長	古 守	幸 治	君
大成保育園長	國 井	美 千 代	君
庶 務 係 長	藤 谷	知 昭	君
住 民 係 長	奥 村	大 樹	君
福 祉 係 長	藤 谷		君
産 業 係 長	水 野	万 寿 夫	君

《瀬棚総合支所》

支 所 長	関	功 悦	君
養護老人ホーム三杉荘所長	上 野	宏 行	君
次 長	濱 口	喜 秋	君
養護老人ホーム三杉荘次長	平 賀	英 治	君
主 幹	増 田	和 彦	君
国保病院瀬棚診療所事務長	古 畑	英 規	君

瀬 棚 保 育 所 長	沼 口 恵 子 君
庶 務 係 長	栗 谷 一 樹 君
住 民 係 長	稲 船 菜 穂 子 君
福 祉 係 長	河 野 葉 子 君
産 業 係 長	油 谷 好 彦 君
建 設 水 道 係 長	小 池 秀 樹 君
保 育 士 係 長	本 田 和 矢 君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

教育委員会事務局長	杉 村 彰 君
教育委員会事務局次長	沼 口 英 樹 君
大成教育事務所長	荻 原 勝 幸 君
北 檜 山 幼 稚 園 長	鎌 田 郁 美 君
教育委員会事務局主幹	杉 村 輝 明 君
瀬棚教育事務所社会教育・体育係長	山 本 亨 君
総 務 係 長	近 藤 智 博 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	西 田 良 子 君
---------	-----------

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長	原 進 君
書 記 次 長	高 橋 純 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	丹 羽 小 百 合 君
事 務 局 次 長	上 野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	丹 羽 小 百 合 君
事 務 局 次 長	上 野 朋 広 君
事 務 局 総 務 係	原 田 翔 太 君

開会 午後 1時30分

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さん、こんにちは。

ただ今の出席議員11名で定足数に達していますので、定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において、6番梶田道廣議員、7番大湯圓郷議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（菅原義幸君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は3月2日から3月30日までの29日間といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は3月2日から3月30日までの29日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第3、諸般の報告は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。せたな町議会議員江上恭司議員が去る1月31日ご逝去されました。心から江上恭司議員のご冥福をお祈りいたします。なおここで熊野副議長より故江上議員のご逝去に対し弔意を表すための発言が求められております。これを許したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

熊野副議長。

○副議長（熊野主税君） 皆様のお許しを得ましたので、去る1月31日、ご逝去されました故江上恭司議員の急逝を悼み、謹んで哀悼の意を表します。

本日ここに平成30年第1回定例会開会に当たり、いま一人、3番議席にありし日の容姿と聲咳に接することもできず、議員一同惜別の情を禁じ得ない所でございます。

私はせたな町議会副議長のゆえを持って、ここに追悼の言葉を述べなければならないことは夢にも思っておりませんでした。

昨年５月に函館の病院に入院せられ、８月には八雲の病院に転院し治療に専念されておりましたが、今日の医療技術をもってしても、さらにはご家族、ご親族方の並々ならぬご看護のかいもなく、そして多くの人々の期待に報いられず、遂に不帰の客となられましたことは、まことに痛恨の極みであります。

顧みますと、平成７年春、町政参画を志され、当選以来通算５期１５年有余、その崇高な性格とすぐれた識見と熱意を持って町政推進に心魂を傾け、粉骨砕身尽くされました。この間、北部桧山衛生センター組合議会議員、檜山北部広域連合議会議員、総務文教常任委員会委員長、決算審査特別委員会正副委員長、産業教育常任委員会副委員長などの要職を歴任され、議会運営に当たっても議員として私ども同僚議員はご助言を仰ぎ、そのすぐれた識見と円熟した人格で円滑な議会運営に貢献されました。さらに農業委員として農地副委員長にも就任されるなど、あなたの手腕にまっところが大きかっただけに、突然の終えんは町の損失でもあり、同時に痛惜の念に堪えません。人生８０年とも言われるこの時代、志半ばにして君の無念さを憶うとき、痛恨耐え難く慰めの言葉もありません。

江上議員のありし日の面影を偲び、生前のご功績をたたえ、ひたすら泉下の平安とご遺族並びにせたな町の前途に限りないご加護を賜りますことをお願いいたしまして、お別れの言葉といたします。江上議員、ご苦労様でした。安らかに眠りください。

平成３０年３月１５日せたな町議会副議長熊野主税。

○議長（菅原義幸君） それでは江上議員のご冥福をお祈りいたしまして、黙とうを捧げたいと思います。ご起立お願いいたします。

それでは江上議員のご冥福をお祈りいたしまして黙とう。

（黙とう中）

○議長（菅原義幸君） 黙とうを終わります。

ご着席ください。

◎日程第４ 行政報告

○議長（菅原義幸君） 日程第４、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは行政報告を申し上げます。まず暴風雪による被害状況について報告いたします。２月１７日に発生した低気圧の影響により最大瞬間風速３２．６メートルの強風を記録し、農業被害や土木被害が発生し、また視界不良による車の接触事故や吹溜まりによる立ち往生などが町内各所で発生するなど町民の生活に影響を及ぼしました。被害状況はお手元の資料となりますか、まず①人的被害につきましてはございませんでした。②の住家被害では、一部破損が１棟で被害額が２万円、③の非住家被害では、バス待合所のドアや倉庫などの屋根の破損で半壊が４棟７０万円の被害額となっております。④の農業被害については、営農施設では畜舎の破損や停電のため生乳の搾乳停止による品質低下など、合わせて８件で３６３万円の被害額となっております。⑤の土木被害では、防雪柵の破損などの被害３カ所で１４０万円の被害額と

なっております。⑩の公立文教施設被害では、瀬棚中学校の外壁の剥離や北檜山幼稚園の物置の窓ガラスの破損など19万6,000円の被害であります。⑬のその他では、北檜山区と瀬棚区で約890戸において停電が発生いたしました。被害総額は594万6,000円となったものでございます。

2の工事発注状況、3の町長副町長の動向につきましては、別紙のとおりでございますのでご参照願います。

以上行政報告を終わらせていただきます。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 委員長報告

○議長（菅原義幸君） 日程第5、畜産クラスター事業の推進と専決処分のあり方に関する調査特別委員会報告を行います。

熊野副委員長。

○11番（熊野主税君） せたな町議会畜産クラスター事業の推進と専決処分のあり方に関する調査特別委員会調査報告をいたします。

平成29年6月8日の第2回せたな町議会定例会において設置された当委員会は、委員会構成を含め11回開催し調査いたしました。調査結果としてクラスター事業の推進については、当町における畜産業の振興にとって有益な効果を持つ事業であり、本事業を希望する関係者が増えることが重要であると確認いたしました。また専決処分のあり方に関しては、専決処分に賛成との意見も出されましたが、当委員会のまとめは地方自治法第179条第1項の規定に違反しており、適法性を欠くものとするものです。なお、理事者は当委員会の取りまとめを重く受け止め、今後の町政執行に当たっては真摯な対応を望むものです。

○議長（菅原義幸君） お諮りいたします。

本件についての委員長報告については、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

以上で、畜産クラスター事業の推進と専決処分のあり方に関する調査特別委員会報告を終わります。

◎日程第6 町政のあり方に関する調査特別委員会設置

○議長（菅原義幸君） 日程第6、町政のあり方に関する調査のために委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、全議員11名で構成する町政のあり方に関する調査特別委員会を設置し、これに調査を付託の上、休会中の継続調査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって全議員 11 名で構成する町政のあり方に関する調査特別委員会を設置し、これに調査を付託の上、休会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで町政のあり方に関する調査特別委員会は、別室において正副委員長の互選を行います。暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 4 3 分

再開 午後 2 時 1 0 分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解き会議を再開します。

町政のあり方に関する調査特別委員会委員長に菅原委員、副委員長に熊野委員が互選された旨報告がありました。

◎散会宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で本日の議事は終了しました。

なお明日 3 月 1 6 日午前 1 0 時に再開いたしますので、当議場にご参集願います。

本日はこれにて散会します。

ご苦勞様でした。

散会 午後 2 時 1 1 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年5月7日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 梶 田 道 廣

署 名 議 員 大 湯 圓 郷

平成30第1回せたな町議会定例会 第2号

平成30年3月16日（金曜日）

○議事日程（第2号）

- 1 議案第13号 平成29年度せたな町一般会計補正予算（第8号）
- 2 議案第14号 平成29年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 3 議案第15号 平成29年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 4 議案第16号 平成29年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 5 議案第17号 平成29年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 6 議案第18号 平成29年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）
- 7 議案第19号 平成29年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第20号 平成29年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 9 議案第21号 平成29年度せたな町病院事業会計補正予算（第3号）

（第2号の追加1）

- 1 諸般の報告
- 2 町政のあり方に関する調査特別委員会中間報告
- 3 決議第1号 町政のあり方に関する決議について

○出席議員（11名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 細 川 伸 男 君 | 2 番 神 田 和 浩 君 |
| 4 番 本 多 浩 君 | 5 番 石 原 広 務 君 |
| 6 番 梶 田 道 廣 君 | 7 番 大 湯 圓 郷 君 |
| 8 番 真 柄 克 紀 君 | 9 番 平 澤 等 君 |
| 10 番 大 野 一 男 君 | 11 番 熊 野 主 税 君 |
| 12 番 菅 原 義 幸 君 | |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高 橋 貞 光 君
教育委員会	教育長	成 田 円 裕 君
農業委員会	会長	原 田 喜 博 君
選挙管理委員会	委員長	大 坪 観 誠 君
代表監査委員	残 間	正 君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木 正 則 君
総務課長	原 進 君
まちづくり推進課長	小坂 橋 司 君
財政課長	西村 晋 悟 君
税務課長	樋口 靖 君
町民児童課長	吉崎 照 人 君
保健福祉課長	福士 裕 継 君
農務課長	佐藤 英 美 君
農業センター所長	高橋 睦 君
水産林務課長	横川 洋 二 君
建設水道課長	丹羽 優 史 君
会計管理者	三浦 孝 忍 君
国保病院事務局長	横川 純 昌 君
総務課長補佐	高橋 田 恵 美 君
財政課長補佐	神田 幸 由 二 君
税務課長補佐	濱登 幸 由 二 君
町民児童課長補佐	佐々木 真 由 二 君
町民児童課長補佐	坂谷 洋 敬 二 君
保健福祉課長補佐	元島 充 弘 君
農務課長補佐	木村 忠 義 君
水産林務課長補佐	八木 塚 清 人 君
水産林務課長補佐	手塚 健 裕 君
建設水道課長補佐	松本 大 輔 君
建設水道課長補佐	平田 川 讓 君
国保病院事務局次長	中川 高 正 明 君
総務課主幹	浜高 有 哉 君
まちづくり推進課主幹	吉田 美 知 子 君
財政課主幹	黒澤 悦 子 君
北檜山保育所長	伊藤 守 亜 珠 君
保健福祉課主幹	古守 内 亜 希 子 君
保健福祉課主幹	竹内 内 京 君
地域包括支援センター所長	長内 原 泰 平 君
農務課主幹	河原 田 武 志 君
水産種苗育成センター副所長	栄田 田 一 男 君
建設水道課主幹	上田 澤 喜 嗣 君
建設水道課主幹	金 澤 喜 嗣 君

建設水道課主幹	高	橋	真	一	君
總務係長	小	林	和	仁	君
職員厚生係長	尾	野	裕	也	君
防災係長	齊	藤	哲	章	君
広報統計係長	伊	藤	哲	史	君
商工労働観光係長	松	原	孝	樹	君
財政係長	井	村	裕	行	君
経理入札係長	小	林	朱	央	君
課税係長	尾	野	真	也	君
徴収係長	伊	瀬		亮	君
戸籍年金係長	萩	原	千	明	君
国保医療係長	中	山	康	春	君
保育士係長	尾	野	朋	美	君
保健推進係長	垣	本	利	子	君
居宅介護支援係長	今	川	勇	吾	君
包括支援係長	阪	下	克	哉	君
地域支援係長	金	澤	早	苗	君
農政係長	長	内	解	人	君
畜産係長	稲	船	洋	志	君
林業係長	川	上	佳	隆	君
水産種育苗センター業務係長	池	田	裕	之	君
水道係長	大	野	秀	幸	君
下水道係長	鈴	木	涼	平	君
出納係長	山	川	彩	子	君
医事係長	三	浦	三	津	枝

《大成総合支所》

支所	長	佐	野	英	也	君
次	長	佐	々木	正	人	君
主幹	幹	谷	川	一	志	君
主幹	幹	久津	間		智	君
大成診療所事務	長	古	守	幸	治	君
大成保育園	長	國	井	美	千代	君
庶務係長	長	藤	谷	知	昭	君
住民係長	長	奥	村	大	樹	君
福祉係長	長	藤	谷		希	君
産業係長	長	水	野	万	寿	夫

《瀬棚総合支所》

支 所 長	関	功 悦 君
養護老人ホーム三杉荘所長	上 野 宏 行 君	
次 長	濱 口 喜 秋 君	
養護老人ホーム三杉荘次長	平 賀 英 治 君	
主 幹	増 田 和 彦 君	
国保病院瀬棚診療所事務長	古 畑 英 規 君	
瀬 棚 保 育 所 長	沼 口 恵 子 君	
庶 務 係 長	栗 谷 一 樹 君	
住 民 係 長	稲 船 菜 穂 子 君	
福 祉 係 長	河 野 葉 子 君	
産 業 係 長	油 谷 好 彦 君	
建 設 水 道 係 長	小 池 秀 樹 君	
保 育 士 係 長	本 田 和 矢 君	

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

教育委員会事務局長	杉 村 彰 君
教育委員会事務局次長	沼 口 英 樹 君
大成教育事務所長	荻 原 勝 幸 君
北 檜 山 幼 稚 園 長	鎌 田 郁 美 君
教育委員会事務局主幹	杉 村 輝 明 君
瀬棚教育事務所社会教育・体育係長	山 本 亨 君
総 務 係 長	近 藤 智 博 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	西 田 良 子 君
---------	-----------

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長	原 進 君
書 記 次 長	高 橋 純 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	丹 羽 小 百 合 君
事 務 局 次 長	上 野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	丹 羽 小 百 合 君
事 務 局 次 長	上 野 朋 広 君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員 11 名で定足数に達していますので、定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

直ちに休憩に入ります。

再開は追って知らせます。

以上でございます。

休憩 午前 10 時 01 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解き会議を再開します。

◎日程第 1 議案第 13 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 1、議案第 13 号 平成 29 年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 提案理由の説明の前に、お詫びを申し上げます。議案の差替えをお願いしているところでございます。大変申し訳ありません。よろしくお願いをいたします。

それでは提案理由を申し上げます。

今回提案いたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から 1 億 2,076 万 1,000 円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 95 億 3,163 万円とするものでございます。

その主な内容でございますが、各種事務事業の執行による予算精査のほか、基金の積立金及び繰出金、国保病院の不採算経費分などに係る病院事業会計への繰出金、イカ釣り漁業燃油支援事業補助金、町道等排雪経費、夕陽が丘団地町営住宅屋上防水改修工事などのほか、行政執行上、当面必要とする経費について補正をお願いするものでございます。

また予算に合わせまして継続費の変更 1 件、繰越明許費の設定 5 件、債務負担行為の追加 1 件、地方債の変更 6 件をそれぞれお願いをしているところでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

西村財政課長。

○財政課長（西村晋悟君） それでは初めに議案その１の６ページ、第２表、継続費補正からご説明を申し上げます。継続費の変更でございます。平成２９年度、３０年度の継続事業であります３款民生費、１項社会福祉費、瀬棚養護老人ホーム三杉荘改築事業につきましては、総額及び年割額をそれぞれ記載の額に変更するものでございます。

次に７ページでございます。第３表繰越明許費の設定でございます。先ほど副町長からの提案理由の中でもございましたが、誠に恐れ入りますが１件の追加がございまして、差替えをお願いした次第でございます。よろしくお願い申し上げます。

翌年度に繰越しをする事業につきましては、記載のとおり５事業の設定をするものでございます。５事業合わせまして５，６０１万５，０００円となっております。

次に８ページでございます。第４表債務負担行為補正の追加でございます。中小企業経営安定資金融資利子補給につきましては、平成２９年度に借入れた中小企業経営安定資金融資に対する利子補給でありまして、平成３０年度から償還終了年度までの債務負担をお願いするものでございます。

次に９ページでございます。第５表地方債補正の変更でございます。町有施設等解体事業など６事業につきまして事業完了などによる限度額の精査をするものでございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更はございません。

それでは別冊の平成２９年度せたな町一般会計補正予算第８号補足資料によりまして、補正の内容の説明をさせていただきます。お目通しをいただいているものと思いますので、主な歳入歳出につきまして、説明をいたしたいと思っております。また年度末を控えての補正でございますので、執行経費及び執行残の減額精査につきましては、内容説明を省略させていただきたいと思っておりますので、何とぞご了承くださいたいと思っております。

まず歳出から説明を申し上げます。補足資料の５ページでございます。議案では２５ページからとなります。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、７節の賃金では執行経費精査による臨時職員等賃金１５９万６，０００円の追加と１１節需用費の光熱水費で本庁舎の電気料３２１万３，０００円の追加をお願いするものでございます。次に５目財産管理費、１５節工事請負費では、旧太櫓小学校受電柱移設工事でございますが、これは北海道が発注する急傾斜地の工事の支障となる受電柱１本を移設するものでございまして、北海道からの補償費を財源としているものでございます。２２節補償補填及び賠償金では去る２月１７日の暴風によりまして瀬棚区の医師住宅の町所有であります。車庫のシャッターが被害を受けました。これに伴いまして車庫内に停めてありました車両が破損したため、それに対応する車両破損の補償金２６万２，０００円を計上するものでございます。

議案では２７ページでございます。次に６目基金管理費では４，２６６万２，０００円の追加をお願いするものでございます。議案では２７ページ２８ページでございます。２５節積立金につきましては、産業振興基金、担い手育成基金、生活交通確保対策基金及びスポーツと文化振興

基金にそれぞれ記載の金額を追加するもので、ふるさと応援寄附金及び基金運用収入を充当するものでございます。次に２８節繰出金につきましては、奨学資金貸付基金繰出金で見えておりましたふるさと応援寄附金充当分を積立金に移行したことによる減額をするものでございます。続きまして１４目地方創生推進交付金事業費では８８８万６，０００円の減額でございます。議案では２９ページでございます。１３節委託料では、観光ＰＲビデオ作成業務５００万円の減額でございますが、これにつきましては昨年せたな町内でロケを行いました映画と絡めましたＰＲビデオの制作を本年度で計画していることによる減額でございます。

３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費では１，１４２万４，０００円の減額をお願いするものでございます。議案では３２ページでございます。２３節償還金利子及び割引料では、平成２７年度分給付金支給決定人員の減による臨時福祉給付金事業費返還金９９０万円の追加でございます。次に２８節繰出金では事業費精査等による国民健康保険事業特別会計繰出金及び介護保険事業特別会計繰出金の減額、通所介護サービス事業費等の精算による介護サービス事業特別会計繰出金４５９万２，０００円の追加となっているものでございます。

次に資料の６ページでございます。議案では３３ページになります。３目老人福祉費では７２４万１，０００円の減額でございますが、１９節の負担金補助及び交付金で事業費精査により介護保険居宅サービス、通所介護事業補助金１８４万８，０００円の追加をお願いしているものでございます。５目障害者福祉費では９３３万９，０００円の減額でございます。議案では３３ページでございます。１９節負担金補助及び交付金、新規決定者の増及びセンター職員の増員に伴う人件費の増によりまして、児童発達支援・放課後等デイサービス事業負担金及び発達支援センター負担金をそれぞれ記載のとおり追加するものでございます。続きまして１２目老人ホーム改築費では８，１３７万８，０００円の減額でございます。議案では３５ページとなっております。瀬棚養護老人ホーム三杉荘改築に伴う委託料及び工事請負費の入札執行残精査による減額でございます。続きまして２項児童福祉費、５目認定こども園新設費では３３万円の追加でございます。議案では３７ページでございます。１１節需用費の燃料費及び光熱水費におきまして３月分の灯油代、電気料及び上下水道料を計上するものでございます。

続きまして資料の７ページでございます。議案では３７ページ４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費でございます。１億１１７万７，０００円の追加をお願いするものでございます。２８節繰出金では、病院事業会計繰出金として１億１，６５８万円の追加をお願いするものでございます。内訳につきましては、交付税のルール分として７７３万１，０００円、不採算分として１億１，０３４万９，０００円となっております。簡易水道事業特別会計繰出金及び営農用水道等事業特別会計繰出金につきましては、事業費の精査による減額でございます。続きまして３目健康づくり事業費では１３節委託料で、がん検診業務３４０万８，０００円の減額となっております。受診者の減とがん検診総合支援事業の対象要件の変更に伴う減額となっております。

続きまして６款農林水産業費、１項農業費、６目農業センター費では、修繕料４９万７，０００円の追加でございます。農業センターの温室のガラス及び水漏れに対応する修繕料でございます。続きまして７目農業施設管理費では、修繕料４６万５，０００円の追加でございますが、瀬

棚町民センター非常口のドアの修繕料として４６万５，０００円お願いするものでございます。

続きまして、６款農林水産業費、２項林業費、１目林業総務費では８節の報償費で、エゾシカの捕獲頭数の増によるエゾシカ捕獲報償金６０万円の追加をお願いするものでございます。議案では４２ページとなっております。次に８ページに移ります。６款農林水産業費、３項水産業費、２目水産業振興費では、１９節の負担金補助及び交付金で記録的な不漁となりましたイカ漁の漁業者に対し、漁家経営の安定を図るためイカ漁に要した燃油購入費の一部を支援するイカ釣り漁業燃油支援事業補助金５９４万８，０００円の追加をお願いするものでございます。議案では４４ページとなっております。

次に８款土木費、２項道路橋梁費、１目道路維持費では１３節委託料で、この冬の大雪に対応するため町道等の排雪業務５００万円の追加をお願いするものでございます。続きまして８款土木費、４項港湾費、３目港湾建設費でございますが４，０４８万９，０００円の減額でございます。国の直轄事業費の精査による瀬棚港修築事業負担金の減額でございます。この事業の負担金につきましては繰越明許費といたしまして５７０万円をお願いしているものでございます。続きまして８款土木費、６項下水道費、１目下水道整備費では１，１５６万９，０００円の減額でございますが、事業費精査による公共下水道事業特別会計繰出金の減額となっております。議案書では４９ページでございます。続きまして８款土木費、７項住宅費、１目住宅管理費、１１節の需用費では町営住宅の設備機器等の故障、漏水修理に要する経費２００万円の追加、１５節の工事請負費では１月の暴風により剥離しました夕陽が丘団地町営住宅屋上防水シートの改修工事の追加をお願いするものでございます。議案では４９ページでございます。なお本工事につきましても繰越明許費といたしまして５０７万６，０００円をお願いしているものでございます。

続きまして９款１項１目共に消防費４４５万９，０００円の減額でございます。議案では５０ページとなります。補正内容につきましては別冊で配付をしております檜山広域行政組合関係予算事項別明細書でご確認をいただけるものでございますが、主な内容といたしましては人件費の精査、消防庁舎の光熱水費などについてお願いをするものでございます。

続きまして９ページ、１０款教育費、２項小学校費でございます。議案では５２ページとなります。１目の学校管理費では、各小学校の燃料費といたしまして３１３万２，０００円の追加をお願いするものでございます。次に３目学校施設整備費では、北檜山小学校のエレベーター及び瀬棚小学校の児童玄関ドアの修繕料といたしまして２５万８，０００円の追加をお願いするものでございます。次に１０款教育費、３項中学校費、２目教育振興費では、支給対象生徒の増によります要保護及び準要保護生徒就学援助費２１万７，０００円の追加、３目学校施設整備費では大成中学校の会議室及び校長室の照明の取替などの修繕料８８万４，０００円の追加をお願いするものでございます。続きまして１０款教育費、５項社会教育費、５目社会教育施設管理費では１５節の工事請負費で情報センターの照明をＬＥＤ化する照明器具取替工事の追加をお願いするものでございます。本工事につきましては、先ほど第３表の繰越明許費の説明で申し上げましたとおり追加となる１件でございまして１２９万６，０００円を繰越明許するものでございます。

続きまして１０ページ、１１款１項共に公債費、１目元金でございますが利率改定に伴う長期債元金９５万９，０００円追加、２目利子では利率改定及び利率の決定に伴う精査により長期債

の利子335万4,000円を減額するものでございます。

これらに係る主な歳入でございますが、資料のページ戻りまして1ページからでございます。議案書では12ページから24ページまでとなります。まず1款町税につきましては、1項町民税、1目個人から4項1目の町たばこ税まで合わせまして4,067万9,000円の追加となっております。

次に7款1項1目共に自動車取得税交付金でございますが1,600万円の追加でございます。

次に9款1項1目共に地方交付税につきましては普通交付税1億2,957万円の追加でございます。

次に11款分担金及び負担金、1項負担金、2目農林水産業費負担金、1節農業費負担金では基幹水利施設管理事業受益者等負担金66万1,000円の追加でございますが、これにつきましては真駒内ダムの設備点検管理料費用の精査によるものでございます。

続きまして2ページをご覧ください。13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金につきましては、地方創生推進交付金894万3,000円の追加、5目土木費国庫補助金では空家再生等推進事業交付金1,302万円の追加となっております。いずれも補助対象事業費の精査によるものでございます。

14款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金、2節の林業費補助金では森林環境保全・直接支援事業補助金につきまして469万8,000円の追加となっているものでございます。

次に3ページをご覧ください。15款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入では町有林立木売払収入として479万9,000円の追加、2目の生産物売払収入では、農業センターの作物等売払収入として114万1,000円の追加でございます。

続きまして17款繰入金、1項基金繰入金、3目産業振興基金繰入金では、農業チャレンジ等支援事業補助金1,750万円の減額につきましては、地方創生推進交付金の対象事業となったことによります財源の精査でございます。次に5目公共施設整備基金繰入金では、本庁舎長寿寿命化計画策定業務のほか、7事業で9,932万1,000円の減額となっております。いずれも財源精査によるものでございます。

次に18款1項1目共に繰越金でございますが、前年度繰越金969万1,000円の追加となっております。

続きまして19款諸収入、4項1目1節共に備荒資金支消金でございますが、財源精査により5,000万円の減額でございます。

続きまして4ページをご覧ください。19款諸収入、5項1目共に雑入、6節土木費雑入では、先ほどの歳入でご説明申し上げましたが、旧太櫓小学校受電柱移設工事に伴います北海道からの補償金90万円の追加、暴風により剥離した夕陽が丘団地屋上防水シートの災害共済金230万5,000円の追加でございます。

続きまして20款1項共に町債、1目総務債から4目土木債までと、5目の合併特例債の生涯学習センター整備事業債まで合わせまして5事業につきましては、それぞれ事業費の精査による減額でございます。5目の合併特例債の救急自動車整備事業債につきましては、当初予定してお

りました緊急防災、減災事業債から合併特例債に移行となったことによりまして1,790万円の追加となったものでございます。6目消防費では、救急自動車整備事業債が合併特例債に移行となったための減額をしているものでございます。

説明につきましては以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。ございませんか。

石原議員

○5番（石原広務君） 補足資料の8ページ、水産業振興費でイカ釣り船の燃油の補助事業ですが、これは昨年から12月末まで担当課で漁協と連絡を取りながら不漁対策に向けて12月末までの料金の中で、燃油の使い方といいますか、消費といいますか。そのデータもきちんと取り寄せた中で、今回このような形で補正で組んでいただきました。少し今回の定例会遅くなっているんですが、今回議会で議決になったあとの事務手続きといいますか、どのくらいの次期に各漁業者にこの補填ができるのか、大体のスケジュールをお知らせいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 横川水産林務課長。

○水産林務課長（横川洋二君） お答えします。今回議決いただいた場合、早急に漁協から申請をいただきまして、取りまとめて申請いただくことになっております。それから補助金の申請をしていただいて、支払うのが4月に入ってからになるかと思われます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 関連してせっかくまちで漁業チャレンジ、農業チャレンジもそうですが、そういう事業も展開する中で、残念なことに担当課では努力しているんですけど、漁業チャレンジでちょっと交付のお金が漁協サイドで手続きの不備があって、漁業者に届くのが遅くなったということがあったので、今回はそういうことがないように協力しながら対応していただきたいと思います。いかがですか。

○議長（菅原義幸君） 水産林務課長。

○水産林務課長（横川洋二君） 漁協と協議して早急にそういうことのないように進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

本多議員。

○4番（本多 浩君） 補足資料の中の3ページ、ここに農業センターの生産物の売払いの収入がありますので、これは明細ありますか。私、生産者としてここに係わっていると思いますので、売払いの明細はどうなっていますか。

○議長（菅原義幸君） 財政課長。

○財政課長（西村晋悟君） お答えいたします。ただいまの詳細についての資料が手元に無いものですから、後ほどその内容についてお知らせしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） よろしいですか。

本多議員。

○4番（本多 浩君） それでよろしいです。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

細川議員。

○1番（細川伸男君） 補足資料の9ページです。教育費の中の学校管理その下の10款の中の学校管理費、小学校と中学校の中でスクールバスの使用料が結構な金額で、残ってますけれども、これスクールバスは年間の運行回数なり、運行経路、運行回数はある程度決まってると思うんですけれども、そういう中で小学校では370万と中学で150万と結構な金額残ってますが、これはどういうあれで少なくなったのかお聞きしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 杉村教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（杉村 彰君） お答えいたします。ただ今質問がございましたスクールハイヤーの経費でございますけれども、基本的には子どもたちはスクールバスを利用して登下校するというので、それに間に合わないとか、いろいろな授業のある場合にハイヤーを使うわけでございます。そのハイヤーの経費につきましては、当初予算では最高額を計上させていただいております。ということでこの減額に至った経緯については、そうした実績が少なくなったということでご理解願えればと思います。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） 見込みより少なかったということですが、それにしても小学校であれば370万円って結構な数字です。距離だとかそれによっては1回の運行金額が変わると思うんですけれども、大体これ1回あたりにどのくらいの予算を見て、最高額というのは1,903万で見えていたんだろうけれども、これだけの開きが出てくるということになると、これを受けて多分委託を受けている業者もいると思うんですけれども、やはりこれだけ下がってくると、これに携わる人方も予算っていったらおかしいですけども、やはりまちと協議していただきたいのくらいだろうということで契約はしていると思うんですけれども、そういう中でお互いに事業の予算が立たなくなるようなことにもなりかねないと思って質問してんですけども、やはりできるだけ予算は、変な意味で使えと言っているのではございません。やっぱり適切な予算を持って適切な支出を見るというのが普通の考え方だと思うんですけども、その辺もう一度お願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（杉村 彰君） スクールハイヤーの路線につきましては、小学校に関しては9路線、中学校に関しては10路線ございまして、それぞれ年間の予算を立てております。ただまんどに予算を計上しているわけございまして、それぞれの経路によって使用頻度が大幅に変わってくるという事態が生じております。例えば、小学校であれば学童保育にいった帰り、お母さんと一緒に帰るですとか、そういう事例が度々出てきますので、そういうときにはどうしても減額になってしまうということでご理解願えればと思います。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） 今言ったように父兄が迎えにくるということもあるとは思いますが、それにしても余り金額が大きいので、じゃあ父兄の人方がそれだけ本当に、それだけでは無いにしても、これだけの減額になるということは、相当やっぱり父兄の方々が迎えにこないと、

これだけの大きな数字にならないと思うんですけども、それであればその辺の詳細わかれば出してもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（菅原義幸君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（杉村 彰君） 資料につきましては後ほど提出をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。別な項目で。

○1 番（細川伸男君） 別な項目です。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1 番（細川伸男君） その1の12ページです。町税です。個人と法人がありまして、今回結構な金額が納められていると思うんですけども、この中で法人の分ですから何件分が収入に入ったのか1点とそれから固定資産税、これも入っていますけれどもこれも何件分かわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 樋口税務課長。

○税務課長（樋口 靖君） 申し訳ございません。ただ今件数の資料が手元にないものですから、お時間をいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 休憩しますか。それとも質疑さらに…
休憩しますか。暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時58分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解き会議を再開いたします。

樋口税務課長。

○税務課長（樋口 靖君） 先ほどの細川議員の質問にお答えいたします。

町民税の法人に係る分につきましては、総体的に町外法人との業績等の伸び、更には事業所の設置等のために当初よりも増額になったものでございます。また固定資産税につきましては、精査によりまして家屋や償却資産の増額が見られましたことから、その分について増額補正したものでございます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1 番（細川伸男君） 私が何件ですかと言ったのは、ご存じのとおり今、景気が良くなったとか、いやいや景気があまり良くなっていないとかという、いろいろな報道があります。そこでたまたま、せたな町はいいことにこれだけの数字が上がったというのは、底上げがなってこうなっているものか、それとも一部の人だけといいますか、そういう所得の伸びがあったのでこれだけ収入が増えたのか、その辺をまちでどう考えているかどうかも含めて聞きたくて、何件、何人と私は聞いたつもりでいますので、その辺の分析はどうまちで捉えているかお聞きしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 樋口税務課長。

○税務課長（樋口 靖君） 基本的に町民税の部分等につきましては、例年の状況を加味して当初予算を見るわけですが、それも１００％の見方ではなくて、ある程度９０％とか、そういうふうに少し抑えた中で予算を見てるところでございます。その中でこの３月までの状況を加味した中で増額、減額そのような形で対応して補正予算をしてるところでございますので、よろしくお願いします。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○１番（細川伸男君） そうではなくて、要するに当初予算はある程度抑えているのはわかります。ただども押さえた中でもこれだけ増えてるということは、それだけ税収が上がったということですから、その税収が上がった中の分析は、私が言ったように末端からずっと所得が増えていてこの税収が上がってきてるものなのか。ある程度の所得が多い中の部分の人数が更に増えてこういう税収に繋がったのか、その辺の中身についてどういう分析をしてるかということを、私は先ほど聞いているんですけども。

○議長（菅原義幸君） 濱登税務課長補佐。

○税務課長補佐（濱登幸恵君） ただ今のご質問ですけども、先ほど課長が答弁されたように当初予算の見方というのはただ今回答したとおりです。今回の補正に関しましては、大型の大きい会社の売上高が良かったために、法人税に関しましては均等割それから所得割という区分になっておりますけれども、業績が伸びたことから所得割の税金を納めていただいた会社が多かったということで、細川議員がお話になりましたように、せたな町内に設置している会社の中で業績が伸びた会社が多かったために税収も上がったということになっております。

以上です。

○１番（細川伸男君） 個人のほうは。今法人聞いたけども、個人のほうは答えてないです議長。

○議長（菅原義幸君） 濱登税務課長補佐。

○税務課長補佐（濱登幸恵君） 個人につきましても当初、普通徴収と特別徴収の徴収の仕方がありますけれども、当初の見込みよりも特別徴収による納税が多くて、お勤めになってる方からの税収が増えた結果からこのように補正の増額となっております。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

平澤議員。

○９番（平澤 等君） １点お伺いします。明細資料の８ページ、８款道路維持費に係る、今回の町道等排雪業務の５００万計上してございます。この５００万計上したことで私もこれについては異議はないんですが、ただ今年のような大雪に見舞われて、町内各地どこに置いても町道に当たっては排雪が大変である。また除雪等についても非常に業者からの厳しい状況だということ聞いてます。今回この時期になってしまいましたけども、やはりこういった補正に対しての取り組みの仕方として、やはりそれぞれの状況を踏まえた中で補正をするのが懸命でないかと思うんです。ただ今回もう雪が収まっての段階での補正の５００万、これはこういった方向に使われるのか。例えば、早い段階であれば排雪業務に係るものに使われるところですが、これは今の時期というのは、それに係った費用について収支の面で掛かった燃料代とか係る費用についてそれについての補正という解釈でよろしいですか。内容をお願いします。

○議長（菅原義幸君） 丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） ただ今の平澤議員のご質問にお答えいたします。3月補正の提出時期というのが2月1日なんです。その時点でかなりの雪が降ってまして1回目の排雪業務を出しておりました。そちらは北檜山でいえば2月13日から16日の4日間でやっております。その後もまたやる必要があるということで、2月1日の補正に間に合うように出させていただきました。それで今回の補正の中で500万すけども、実際もっと早くにやっていたら、やる場所はあったんですけども、今回この雪解けが進んでいるものですから、やる場所もある程度限られてきてございます。町道の路線にして3路線か4路線ということで、あとは施設の駐車場とかの排雪がございまして、そちらの分の経費に充てますけれどもいずれにしてもこの500万を全部使い切るという内容にはなってございませんので、その辺よろしくお願いしたいと思っております。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

平澤議員。

○9番（平澤 等君） すいません言葉尻捉えるわけでもございませんけれども、私が今申し上げたのは、こういった先ほど申し上げたとおり、ことは例年になく大雪に見舞われて各路線が大変な状況にあるという観点から、早期な対応策、業者に対してもしっかりと町道の生活路線を確保してほしい。そういった点から金銭的に除雪作業に影響があった場合困るから早目に対応していただきたいということで言ったんです。各町有施設等についての除雪も当然ながら、そういったものについての中身について、どのようになされたのか。ただいま課長の答弁によりますと500万という範囲内の中で行いたいという部分で、あくまでもこれは事後、掛かった費用についての精算だという解釈でいいですね。確認します。

○議長（菅原義幸君） 建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） こちら排雪のほうなんですけれども、先ほどお話いたしましたように2月1日までに3月補正の締め切りなんです。その排雪のボリュームを積算してこの500万を出してるんですけども、本当であれば3月2日掛かれればよかったんですけども、この暖かさによりまして大分雪も解けてまいりました。それでも今週に入りましてからも排雪をやってくれという苦情の電話も入ってございます。それについてはこの予算の中で対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

細川議員。

○1番（細川伸男君） 補足説明の6ページです。老人ホームの改築費ですけども、かなりの金額の減額になっておりますけれども、これ入札の執行残と書いてますけれども、これはこれでそのとおりでいいということでよろしいですか。

○議長（菅原義幸君） 福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） 細川委員の仰せのとおりでございます。本件につきましては、5月に開催しております第4回臨時会におきまして請負契約の締結について議決をいただいているところでございます。建築主体、電気設備、機械設備以上の入札に伴う減となります。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1 番（細川伸男君） それであればこの8, 000万からの減額となると相当な金額です。ですから私これ、中身が変わってそれも含めた執行残がここに入ってるのかと思っていたんですけども、純然たる入札の執行残という形で捉えてよろしいですか。

○議長（菅原義幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） そのとおりでございます。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

石原議員。

○5 番（石原広務君） この場で質問することではないかもしれませんが、今の細川議員の三杉荘の改築に向けたことに関連して、運営の面で一部入居者の家族から新しくなって開設されたのちに、看護師さんがいなくなるという話を聞いたと。そのあといろいろな情報も得たんですけども、今新年度予算もまだ協議してないんですが、今せっかく改築して新しくなるんだということなので、今の段階でどのような形で看護師の不足に対応する方向で動いていくのか。そこ1点確認させてください。

○議長（菅原義幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） 石原議員のご質問にお答えいたします。三杉荘の看護師の関係でございますけれども、これまで勤めていただいた方が2月末をもって退職をされてございます。このあと新しい方が新年度4月に入ってから勤務していただくことになってございます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5 番（石原広務君） 新しい方といいますと看護師の資格を持った新採用と認識してよろしいですか。

○議長（菅原義幸君） 福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） そのとおりでございます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5 番（石原広務君） 安心しました。なぜこの場でこのような質問をしたかという、せっかく新しくなるので先ほどもいいましたが体制がどうなんだろうということで心配視する声があったものですから、ほかの福祉施設も含めてマンパワーのことでいろいろ問題がある部分があるので、今回のような形で是非いち早く対応していただきたいと思います。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 答弁よろしいですか。

○5 番（石原広務君） はい。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第14号

○議長(菅原義幸君) 日程第2、議案第14号 平成29年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から4,334万2,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ16億4,689万8,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、事務費や保健給付費などの精査のほか、国保病院や診療所の施設運営費などにつきまして、国、道から特別調整交付金として受け入れた補助金を財源とする国保病院事業会計への繰出金の追加などであり、これらについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長(吉崎照人君) それでは議案書は72ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では1,045万9,000円の減額、人件費の精査や新たな制度に対応する事務処理標準システム導入経費に係わる入札執行残によるものでございます。

73ページ、2款保険給付費、1項療養諸費から74ページの5項葬祭諸費までの各補正額については、それぞれこれまでの給付実績に基づき精査したものでございます。

5款1項共に老人保健拠出金、1目老人保健医療費拠出金では10万円の減額、29年度の拠出金が確定したことによる減額でございます。

7款1項共に共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金及び3目保険財政共同安定化事業拠出金の減額補正は本年度拠出金の確定によるものでございます。

8款保健事業費、1項1目共に特定健康審査等事業費144万5,000円の減額、特定健診受診者数の減などによるものでございます。2項保健事業費、2目疾病予防費158万円の減額、

本年度より各種がん検診の自己負担額が保険の種類に係わらず、国保加入者の料金に統一されたことによるものでございます。

76ページより11款諸支出金、2項他会計繰出金では2,968万8,000円の追加、内容は国保病院及び診療所の施設運営費や施設整備に係わる国庫補助金の確定に伴い、病院会計へ繰出をするものでございます。

これに対しまして歳入は戻りまして67ページをお開き願います。1款1項共に国民健康保険税で1目の一般被保険者並びに2目の退職被保険者合わせて108万円の減額、主に被保険者の見込み数の減によるものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金3,215万3,000円の減額、2目の高額医療費共同事業負担金で370万5,000円の減額、3目の特定健康審査負担金で15万9,000円の減額、いずれも実績による精査や額の確定によるものでございます。次に2項国庫補助金、1目財政調整交付金では2,376万5,000円の追加、特別調整交付金が増額となったものでございます。2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金549万7,000円の減額は平成30年度からの新たな運営体制に移行するための国保システム改修費用に対する補助金の確定によるものでございます。

69ページ、4款1項1目共に療養給付費交付金では2,736万5,000円の減額、歳出の退職被保険者療養給付費等の減額によるものでございます。

6款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金で370万5,000円の減額、2目特定健康診査等負担金で15万9,000円の減額、2項道補助金、1目財政調整交付金で18万9,000円の減額、実績による精査や額の確定によるものでございます。

7款1項1目共に共同事業交付金の3,669万8,000円の追加は、高額医療費共同事業交付金や保険財政共同安定化事業交付金の確定に伴う追加でございます。

70ページ、9款繰入金1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金で1,642万1,000円の減額、1節の保険基盤安定繰入金から3節の一般会計繰入金まで額の確定に伴い精査したものでございます。2項1目共に基金繰入金では2,364万6,000円の減額、国保会計歳入歳出の精査により減額するものでございます。

10款1項共に繰越金、2目その他繰越金では1,331万6,000円の追加、前年度繰越金の一般被保険者療養給付費の財源として充当するためのものでございます。

ただいまご説明した内容により国保会計歳入歳出予算の収支の均衡を図ったところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第15号

○議長(菅原義幸君) 日程第3、議案第15号 平成29年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から79万6,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ1億3,696万2,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、事務費の精査のほか、北海道後期高齢者医療広域連合への保険料等負担金の減額などについて、補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長

○町民児童課長(吉崎照人君) それでは議案書は82ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で9万1,000円の追加、2項徴収費で3万6,000円の減額はいずれも事務費精査によるものでございます。

2款1項1目共に後期高齢者医療広域連合納付金で84万8,000円減額、保険料調定額が見込みを下回っていることによる減額でございます。

83ページになります。3款1項共に保健事業費、1目疾病予防費で26万8,000円の減額、健康診査受診者数が減となったことなどによるものでございます。

4款1項共に諸支出金、1目保険料還付金で24万4,000円の追加、広域連合の電算処理システムの設定不備を原因とした保険料の軽減判定誤りによる還付金で、全額広域連合より補填されます。2目還付加算金で2万1,000円の追加、保険料還付に伴い発生する加算金で全額広域連合より補填されます。

これに対する歳入は80ページをご覧ください。1款1項後期高齢者医療保険料、1目保険料で84万8,000円の減額は、保険料調定額が見込みを下回っているため減額するものでございます。

3款繰入金、1項1目共に一般会計繰入金で4万9,000円の減額、歳出の事務費等の精査により減額をするものでございます。

5 款諸収入、3 項 1 目共に雑入で 3, 0 0 0 円の減額、広域連合からの保険料還付金等の補填であります。健康診査事業などに対して広域連合からの受託料が減額となるものでございます。

6 款広域連合支出金、1 項広域連合交付金で 1 0 万 3, 0 0 0 円の追加、2 9 年度の被保険証等更新に伴い掛かる経費に対する臨時特例交付金でございます。

以上の内容により後期高齢者医療特別会計補正予算の収支の均衡を図ったところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 4 議案第 1 6 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 4、議案第 1 6 号 平成 2 9 年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から 4 7 万 4, 0 0 0 円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 1 0 億 3, 5 4 7 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

その主な内容でございますが、保険給付費では各種介護サービス給付費、地域支援事業費では、介護予防生活支援サービス事業費の精査などにつきまして補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） 議案の 9 2 ページ歳出からご説明をいたします。今回の補正につきましては、年度末の事業精査が主なものとなっております。初めに 1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 2 2 3 万 5, 0 0 0 円の減につきましては、それぞれ実績による精査でございます。

次に 2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス給付費、補正額 7 5 0 万円

の追加につきましては、施設介護サービス給付費などの精査によるものでございます。

続きまして3款地域支援事業費、1項1目共に介護予防・生活支援サービス事業費、補正額100万円の減、2目介護予防ケアマネジメント費、補正額33万円の減につきましても実績による精査となっております。次に2項1目共に一般介護予防事業費、交付金対象分で補正額35万6,000円の減、同じく2目一般財源分、補正額81万9,000円の減につきましても、それぞれ実績による精査でございます。3項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費、補正額55万3,000円の減につきましては、人件費等の精査、同じく2目社会保障充実分で補正額146万1,000円の減は、サポートセンター運営協議会や認知症研修会などの精査、3目任意事業費交付金対象分、補正額53万2,000円の減、4目一般財源分、補正額89万9,000円の減はいずれも実績による精査でございます。

4款1項1目共に基金積立金では、利息といたしまして4万2,000円の増。

6款諸支出金、1項還付金及び還付加算金、2目償還金、補正額16万9,000円の追加につきましては、平成28年度地域支援事業交付金の精算に当たるものでございます。

これに伴います歳入であります。89ページからでございます。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料で527万4,000円の追加。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金で1,374万8,000円の追加、2項国庫補助金、2目地域支援事業交付金で82万円の追加であります。

4款1項共に支払基金交付金、1目介護給付費交付金で570万円の減、2目地域支援事業交付金で174万5,000円の減。

5款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金で85万1,000円の減、2項道補助金、1目地域支援事業交付金で171万9,000の減であります。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金で4万2,000円の追加。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金93万3,000円の追加、2目地域支援事業繰入金で730万4,000円の減、3目その他一般会計繰入金で223万5,000円の減、2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金では636万2,000円の減であります。

8款1項1目共に繰越金では前年度繰越金といたしまして590万1,000円の追加。

9款諸収入、3項1目共に雑入で127万6,000円を減じまして収支の均衡を図ったとおりでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第17号

○議長(菅原義幸君) 日程第5 議案第17号 平成29年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に29万6,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ5,250万9,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、介護職員処遇改善加算交付金や介護予防プラン作成業務の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 続いて内容の説明を求めます。

富士保健福祉課長。

○保健福祉課長(富士裕継君) 議案の102ページになります。歳出からご説明をいたします。1款サービス事業費、1項通所介護サービス事業費、1目デイサービスセンター事業費、補正額23万8,000円の追加につきましては、瀬棚デイサービスセンターの通所介護利用実績により介護職員処遇改善加算交付金の増でございます。3項1目共に介護予防支援事業費、補正額5万2,000円の追加につきましては、人件費及び介護予防プラン作成業務の精査となっております。4項1目共に居宅介護支援事業費、補正額6,000円の追加につきましても人件費の精査であります。

これに伴います歳入であります100ページをご覧ください。1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目通所介護サービス事業収入で368万3,000円の減、2目介護予防サービス計画費収入で24万1,000円の減、3目居宅介護サービス計画費収入で20万円の追加、2項1目共に自己負担金収入で70万円の減。

次に2款繰入金、1項1目共に一般会計繰入金では459万2,000円の追加。

3款1項1目共に繰越金で前年度繰越金12万8,000円を追加いたしまして、収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくをお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第18号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、議案第18号 平成29年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から35万円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ3億8,324万6,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、施設の維持管理経費や施設整備事業費の精査のほか、基金への積立金の追加などについて補正をお願いするものでございます。また予算に合わせまして地方債の変更1件をお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは最初に地方債の補正についてご説明を申し上げます。

105ページでございます。第2表の地方債補正の変更でございます。起債の目的、公営企業会計適用事業に係る起債でございます。これにつきましては限度額3,960万円を100万円減額し3,860万円に変更するものであります。変更理由につきましては、歳出予算であります議案書の111ページの2款資本的支出、簡易水道事業費に係る13節委託料の起債対象事業が入札執行残により減額が生じるためでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

続きまして議案書の109ページ歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、1目総務費で補正額1,572万6,000円の減でございます。これにつきましては主なものは

27節の公課費で消費税及び地方消費税納付額に係る減でございます。次に2目維持管理費補正額が722万円の減でございます。各節の精査でございますが主なものといたしましては、13節委託料の各業務に係る事業精査及び入札執行残の精査。次の110ページになります。18節備品購入費の水道メーター器購入に係る入札執行残の精査によるものでございます。3目委員会費については11万2,000円の減で、これも各節の精査となっております。続きまして2項営業外費用、2目基金積立金、補正額2,583万2,000円の増、これにつきましては簡易水道事業基金積立金でございます。

続きまして2款資本的支出、1項建設改良費、1目施設改良費、補正額129万7,000円の減でございます。主なものといたしましては、次の117ページ13節委託料、15節工事請負費の入札執行残に関わる減でございます。次に2目簡易水道事業費、182万円の減でございます。これにつきましても13節委託料、15節工事請負費の入札執行残精査によるものでございます。続きまして4款1項共に災害復旧費、1目水道施設災害復旧費、補正額7,000円の減額は、11節需用費、修繕料の精査でございます。

戻りまして107ページ歳入でございます。1款事業収入、2項営業外収入、1目利息及び配当金、補正額2,000円の減でございます。これにつきましては基金利息で簡易水道事業基金運用収入でございます。次に2目他会計繰入金、補正額942万円の減で一般会計繰入金の減でございます。

続きまして2款資本的収入1項1目共に、他会計出資金、補正額218万1,000円の減でございます。これにつきましては一般会計出資金の減でございます。続きまして2項1目共に繰越金、補正額1,006万9,000円の増でございます。これにつきましては前年度繰越金でございます。続きまして3項諸収入、1目雑収入、補正額218万4,000円の増でございます。これにつきましては雑収入で消費税及び地方消費税の還付金でございます。

次の108ページ4項1目共に町債、1,000万円の減、これにつきましては最初の地方債補正で説明いたしましたが、公営企業適用債の減で歳出111ページの2目簡易水道事業費、13節委託料の減額に伴うものでございます。

以上歳入歳出からそれぞれ35万円を減額し、補正後の額を3億8,324万6,000円とし、収支の均衡を図ったものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

本多議員。

○4番（本多 浩君） 補正とは直接関係ないんですけど、ある水道施設業者の話をちょっとさせていただきます。実はこの業者が町から水道の埋設図を貰って工事をしたそうなんですけど、いくら掘っても水道管が出てこない。そういう苦情がなされました。そうすると現在持っている埋設図と実際に工事をやったときに、その埋設通りに水道が無いと。これはやっぱり工事業者に大変な迷惑をかけることになっていきますけど、この辺のもし埋設図がきちんとなされていないなら、やはり再度、埋設図を制作したほうがよろしいのではないかと思いますけど、どうでしょうか。多分まちに業者のお話が来ていると思いますが。

○議長（菅原義幸君） 本多議員お尋ねしますが、今補正予算のどの部分に関連しますか。

○4番（本多 浩君） 補正とは直接関係ない所でお願いします。

○議長（菅原義幸君） それじゃ一般質問等の機会にお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

○4番（本多 浩君） はい。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第19号

○議長（菅原義幸君） 日程第7、議案第19号 平成29年度せたな町の営農用水道等事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に13万4,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ3,274万3,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、施設の維持管理経費や施設整備事業費の精査のほか、基金への積立金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは議案書の117ページ歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、1目総務費、補正額16万円の減でございます。27節公課費の消費税及び地方消費税納付額に係る減でございます。次に2目維持管理費、補正額97万円の減でございます。各節の精査でございますが、主なものにつきましては13節委託料の各業務に係る入札執行残の精査でございます。続きまして2項営業外費用、2目基金積立金、補正額160万1,000円の増でございます。これにつきましては積立金で営農用水道等整備基金積立金の増

によるものでございます。

続きまして118ページ、2款資本的支出、1項建設改良費、1目施設改良費、補正額33万7,000円の減でございます。主なものは15節工事請負費で入札執行残精査に係る減でございます。

ページ戻りまして116ページの歳入でございます。1款事業収入、2項営業外収入、2目他会計負担金、補正額68万2,000円の減でございます。これにつきましては一般会計負担金の減でございます。

続きまして2款資本的収入、1項1目共に他会計補助金、補正額は53万7,000円の減でございます。一般会計補助金の減でございます。次に2項1目共に繰越金、補正額135万3,000円の増でございます。これにつきましては前年度繰越金でございます。

以上歳入歳出それぞれ13万4,000円を追加いたしまして、補正後の予算額を3,274万3,000円とし収支の均衡を図ったものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第20号

○議長（菅原義幸君） 日程第8、議案第20号 平成29年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から1億1,298万5,000円を減額し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ4億7,828万9,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、施設の維持管理経費や下水道整備費の精査などについて補正をお願いするものでございます。

また予算に合わせまして繰越明許費の設定1件、地方債の廃止1件、変更1件をお願いしてご

ざいます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは最初に繰越明許費につきましてご説明を申し上げます。

121 ページでございます。第2表繰越明許費です。2款資本的支出、1項建設改良費、事業名が北檜山下水処理場建設工事委託事業で1億2,860万円でございます。これは日本下水道事業団と協定を締結し実施しているものですが、事業団で入札を行うもののいずれも不調となり、現在まで施工業者が決定しない状況であり、年度内の完成が困難であることから翌年度への繰り越しを行うものであります。

次に議案書の122ページでございます。第3表地方債の補正についてご説明いたします。1の廃止につきましては、起債の目的、下水道事業（特環）で大成区において実施予定でありました議案書の127ページの歳出予算にあります2款資本的支出に係る、15節工事請負費の起債対象事業費のうち本陣地区下水道新設工事が交付金の減額により事業を実施出来なかったことによるものでございます。2の変更ですが、起債の目的、水道事業（公共）につきましては、北檜山区の下水道整備に係る起債でございます。これにつきましては限度額1億420万円を3,300万円減額し、7,120万円に変更するものであります。変更理由につきましては、事業精査及び入札執行残により減額が生じるためでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

続きまして126ページの歳出についてご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、1目総務費で補正額526万1,000円の減でございます。各節の事業精査と27節公課費の消費税及び地方消費税納付額の減でございます。次に2目管渠費、補正額171万5,000円の減でございます。主なものは13節委託料に係る入札執行残と14節使用料及び賃借料の清掃車借上料、発電機等借上料の減によるものですが、清掃車借上料の減については、管渠等の閉塞が少なかったことによるものでございます。次に3目処理場費、補正額10万5,000円の減でございます。15節工事請負費で入札執行残による減額でございます。続きまして2項営業外費用、1目支払利息、補正額6万9,000円の減でございます。これは23節の償還金利子及び割引料で長期債利子の減によるものでございます。

次の127ページにまいりまして、2款資本的支出、1項建設改良費、1目下水道整備費、補正額1億583万5,000円の減でございます。主なものは13節委託料及び15節工事請負費で交付金の減額による事業精査及び入札執行残の精査によるものでございます。

次にページ戻りまして124ページ歳入でございます。1款事業収入、1項営業収入、2目その他営業収入、補正額190万7,000円の減でございます。主なものにつきましては2節負担金で北檜山下水処理場でミックス処理している、し尿浄化槽汚泥量が当初見込んだ数量より少なかったことによる、し尿等の処理に係る負担金の減でございます。次に2項営業外収入、1目他会計繰入金補正額588万2,000円の減でございます。これにつきましては1節一般会計

繰入金の減でございます。

次に２款資本的収入、１項１目共に町債、補正額４，６５０万円の減でございます。これにつきましては１節町債で、公共、特環下水道事業に係る下水道事業債の減でございます。次に２項１目共に他会計出資金、補正額５６８万７，０００円の減で、一般会計出資金の減でございます。１２５ページでございます。３項１目共に補助金、補正額５，４２１万２，０００円の減でございます。これにつきましては１節国庫補助金で公共、特環下水道事業に係る社会資本整備総合交付金の減でございます。次に４項１目共に繰越金、補正額６３万９，０００円の増で、前年度繰越金でございます。次に５項分担金及び負担金、１目分担金、補正額５９万２，０００円の増でございます。これにつきましては現年度分担金の増でございます。次に２目負担金、補正額７万２，０００円の増でございます。これにつきましては北檜山区に係る現年度負担金の増でございます。

以上歳入歳出からそれぞれ１億１，２９８万５，０００円を減額いたしまして、補正後の予算額を４億７，８２８万９，０００円とし、収支の均衡を図ったものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第９ 議案第２１号

○議長（菅原義幸君） 日程第９、議案第２１号 平成２９年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算の主なものでございますが、収益的収支の支出では、給与費や経費の追加などがございます。これらについて補正をお願いするものでございます。また資本的収支の収入では、国保会計からの補助金の追加、資本的収支の支出では、せたな町立国保病院の煙突改修工事の執行残精査や大成診療所の医療機器購入の購入費の追加につきまして、補正をお願いするものでございます。

内容につきましては病院事務局長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

横川国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（横川 忍君） それではせたな町立国保病院収益的収支の支出から説明をさせていただきます。議案書は139ページでございます。1項医業費用、1目給与費は1,035万1,000円の追加でございます。人件費の精査のほか4節賃金1,357万2,000円の追加は医師退職に伴う出張医師の増加が主なものでございます。140ページ3目経費、1,364万9,000円の追加の主なものは、10節修繕費で、出張医師住宅及び院内渡廊下の雨漏りの修繕によるもの。また12節賃貸料では、血中酸素濃度測定モニターのリース料などでございます。以下4目減価償却費から142ページ2項2目消費税及び地方消費税まではすべて精査によるものでございます。

これに対します収入は議案書の137ページでございます。1項医業収益、1目入院収益は1,062万6,000円の減額、2目外来収益は4,725万円の減額でございます。いずれも実績見込みによるものでございます。特に入院収益中、療養分の3,150万円の減額は平成29年10月から1病棟化したことに伴うものでございます。3目その他医業収益、4節国保事業補助金では、国民健康保険直営診療施設運営等補助金が確定しましたことによりまして327万9,000円の追加となりました。議案書138ページをお開きください。2項医業外収益、2目他会計補助金、一般会計繰出基準額の精査により120万4,000円を増額し、3目負担金交付金7,990万7,000円を増額の主なものは、不採算地区病院運営費負担金を増額し、収支の均衡を図ろうとするものでございます。

次に資本的収支について説明をさせていただきます。議案書は144ページでございます。支出では1項建設改良費の煙突改修工事、24万8,000円、2項医療機器等購入費の115万7,000円の減額は、いずれも入札執行残でございます。

対しまして収入は143ページをお開きください。1項1目他会計出資金249万2,000円の減額につきましては、建設改良費、医療機器等購入費の執行残があったことから精査をしたものでございます。4項1目他会計補助金、367万2,000円を増額は国民健康保険直営診療施設整備補助金が確定したことによるものではございます。

続きまして、せたな町国保病院瀬棚診療所分の収益的収支について説明をさせていただきます。議案書は146ページでございます。支出につきましては2款1項2目材料費529万8,000円を増額は薬品費の実績による精査でございます。

対しまして収益的収入は議案書145ページ、2款1項1目外来収益1,312万3,000円の減額は実績見込みによるものでございます。2目その他医業収益660万6,000円の追加は国民健康保険へき地直営診療所分運営費等補助金の増額によるものでございます。2項2目負担金交付金1,200万円の増額は、不採算地区診療所運営費補助金の増額によるものでございます。

続きまして瀬棚診療所分の資本的収支について説明をさせていただきます。議案書は147ページでございます。支出では1項1目有形固定資産取得費の医療機器購入費の執行残による精査

によるものです。収入では２項１目の他会計補助金１４８万５，０００円は、国民健康保険直営診療施設整備補助金が確定したものでございます。

次に大成診療所分の収益的収支について説明させていただきます。議案書は１４９ページでございます。支出につきましては１項医業費用、１目給与費、３目経費、６目研究費とも実績による精査でございます。

収入につきましては１４８ページをご覧ください。１項１目外来収益は３，９７０万３，０００円の減額でございます。主な要因は患者数の減によるものでございます。１項２目その他医業収益１，４６１万５，０００円の増額は、国民健康保険へき地直営診療所運営費等補助金の増額によるものでございます。２項２目負担金交付金２，５００万円の増額は、不採算地区診療所運営費補助金の増額によるものです。

続きまして大成診療所の資本的収支について説明させていただきます。議案書は１５１ページでございます。支出では１項１目有形固定資産取得費の医療機器購入費２７７万７，０００円の増加をお願いするところでございます。これまでの医療機器購入の執行残に加え、新たに診療報酬改定に対応するため、９年間利用しておりましたレセプトコンピューターが、今回の診療報酬改定に対応できないために急遽購入とするものでございます。収入では１項１目他会計出資金の９８万７，０００円は医療機器購入費に対する一般会計からの出資金、また収入が支出に対して不足いたします１７９万円は、損益勘定留保資金にて補填させていただきます。

以上せたな町立病院事業会計の補正予算の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより休憩いたします。

再開時間は追って知らせます。

休憩 午後 ３時０６分

再開 午後 ３時２８分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解き会議を再開します。

先ほど、せたな町議会町政のあり方に関する調査特別委員会より中間報告と細川議員ほか5名から決議第1号の町政のあり方に関する決議が提出されました。これを日程に追加し議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

ただいま追加日程表と議案を配布いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時31分

○議長（菅原義幸君） それでは休憩を解き会議を再開します。

◎追加日程2－1 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第1、諸般の報告はお手元に配付したとおりです。

◎追加日程2－2 中間報告

○議長（菅原義幸君） 日程第2、町政のあり方に関する調査特別委員会中間報告を行います。
熊野副委員長。

○11番（熊野主税君） 町政のあり方に関する調査特別委員会の調査中間報告をいたします。

平成30年3月15、16と調査行い調査の中間報告として、1、議決の尊重、町長は議事機関である議会の議決を尊重すべきであること。2、議会の調査結果の受け入れ、町長は専決処分を違法と判断した畜産クラスター調査特別委員会の調査結果を受け入れるべきであること。3、平成28年度せたな町一般会計決算の扱い、専決処分が違法とされたからには、それに係わる項目並びに数値を修正した平成28年度せたな町一般会計決算を提出すべきであること。4、補助金の返還措置、平成30年2月28日にせたな町が交付した若松・瀬棚米飼料利用促進協議会に対する補助金は、直ちに返還措置をとるべきであること。5、専決処分に関する事項の扱い、常任委員会等で調査中の案件は、専決処分とすることを認めないことを、せたな町議会の先例を基準とする申し合せ事項に規定すること。

以上調査の中間報告といたします。

○議長（菅原義幸君） お諮りいたします。調査特別委員会中間報告については、質疑を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議ないと認めます。

以上で町政のあり方に関する調査特別委員会の中間報告を終わります。

◎追加日程２－３ 決議第１号

○議長（菅原義幸君） 日程第３、決議第１号 町政のあり方に関する決議についてを議題といたします。提出議員より提案理由の説明を求めます。

細川議員。

○１番（細川伸男君） 決議案提案理由です。別紙のとおり町政のあり方に関する調査特別委員会の中間報告に基づき、別紙のとおり提案をいたします。

内容については割愛させていただきます。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

なんです。どっちですか。質疑ですか。討論ですか。

○１０番（大野一男君） 質疑です。

○議長（菅原義幸君） 先ほど質疑は省略ということにしてますけども。

申しあげますよもう一回。

調査特別委員会中間報告については質疑を省略いたしたい。

質疑を終わりますと宣告をしてるんですから、よろしいですか。

○１０番（大野一男君） それでも許すのであれば質疑をしたいと思いますが…

○議長（菅原義幸君） 質疑は終わりました。申し上げているように。質疑を許します。質疑を終わりますと、そしてこれよりと入ってますから、よろしいですか。

○１０番（大野一男君） 議長がそのような取り計らいしかできないのであれば、やむを得ません。

○議長（菅原義幸君） 慣例どおり運んだだけです。慣例どおり運んだだけです。質疑の終了する宣告はしてあります。

これより討論を許します。討論ございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で本日の議事は終了しました。

なお３月１９日午前１０時に定例会を再開いたしますので、当議場にご参集願います。

本日はこれにて散会します。
ご苦労様でした。

散会 午後 3時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年5月7日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 梶 田 道 廣

署 名 議 員 大 湯 圓 郷

平成30第1回せたな町議会定例会 第3号

平成30年3月19日（月曜日）

○議事日程（第3号）

1 決算審査特別委員会の設置・正副委員長互選

○出席議員（11名）

1番 細川伸男君	2番 神田和浩君
4番 本多浩君	5番 石原広務君
6番 桝田道廣君	7番 大湯圓郷君
8番 真柄克紀君	9番 平澤等君
10番 大野一男君	11番 熊野主税君
12番 菅原義幸君	

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会教育長	成田円裕君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則君
総務課長	原進君
まちづくり推進課長	小坂橋司君
財政課長	西村晋悟君
税務課長	樋口靖君
町民児童課長	吉崎照人君
保健福祉課長	福士裕継君
農務課長	佐藤英美君
農業センター所長	高橋睦君
水産林務課長	横川洋二君
建設水道課長	丹羽優君

会 計 管 理 者	三	浦	孝	史	君
国保病院事務局長	横	川		忍	君
総務課長補佐	高	橋		純	君
財政課長補佐	神	田		昌	君
税務課長補佐	濱	登	幸	恵	君
町民児童課長補佐	佐々木	真	由美	二	君
町民児童課長補佐	坂	谷	洋	二	君
保健福祉課長補佐	元	島	敬	宏	君
農務課長補佐	木	村	充	義	君
水産林務課長補佐	八	木	忠	人	君
水産林務課長補佐	手	塚	清	裕	君
建設水道課長補佐	松	本	健	輔	君
建設水道課長補佐	平	田	大	讓	君
国保病院事務局次長	中	川		明	君
総務課主幹	浜	高	正	哉	君
まちづくり推進課主幹	吉	田	有	知子	君
財政課主幹	黒	澤	美悦	子	君
北檜山保育所長	伊	藤	亜	珠	君
保健福祉課主幹	古	守	亜	希子	君
保健福祉課主幹	竹	内		京	君
地域包括支援センター所長	長	内		平	君
農務課主幹	河	原	泰	志	君
水産種苗育成センター副所長	栄	田	武	男	君
建設水道課主幹	上	田	一	嗣	君
建設水道課主幹	金	澤	喜	一	君
建設水道課主幹	高	橋	真	仁	君
総務係長	小	林	和	也	君
職員厚生係長	尾	野	裕	章	君
防災係長	斉	藤	哲	史	君
広報統計係長	伊	藤	孝	樹	君
商工労働観光係長	松	原	裕	行	君
財政係長	井	村	朱	央	君
経理入札係長	小	林	真	也	君
課税係長	尾	野		亮	君
徴収係長	伊	瀬		明	君
戸籍年金係長	萩	原	千	春	君
国保医療係長	中	山	康		

保 育 士 係 長	尾	野	朋	美	君
保 健 推 進 係 長	垣	本	利	子	君
居 宅 介 護 支 援 係 長	今	川	勇	吾	君
包 括 支 援 係 長	阪	下	克	哉	君
地 域 支 援 係 長	金	澤	早	苗	君
農 政 係 長	長	内	解	人	君
畜 産 係 長	稻	船	洋	志	君
林 業 係 長	川	上	佳	隆	君
水産種育苗センター業務係長	池	田	裕	之	君
水 道 係 長	大	野	秀	幸	君
下 水 道 係 長	鈴	木	涼	平	君
出 納 係 長	山	川	彩	子	君
医 事 係 長	三	浦	三 津	枝	君

《大成総合支所》

支 所 長	佐	野	英	也	君
次 長	佐 々 木	正	人	君	
主 幹	谷 川	一	志	君	
主 幹	久 津 間		智	君	
大成診療所事務長	古	守	幸	治	君
大成保育園長	國	井	美 千	代	君
庶 務 係 長	藤	谷	知	昭	君
住 民 係 長	奥	村	大	樹	君
福 祉 係 長	藤	谷		希	君
産 業 係 長	水	野	万 寿	夫	君

《瀬棚総合支所》

支 所 長	関		功	悦	君
養護老人ホーム三杉荘所長	上	野	宏	行	君
次 長	濱	口	喜	秋	君
養護老人ホーム三杉荘次長	平	賀	英	治	君
主 幹	増	田	和	彦	君
国保病院瀬棚診療所事務長	古	畑	英	規	君
瀬 棚 保 育 所 長	沼	口	恵	子	君
庶 務 係 長	栗	谷	一	樹	君
住 民 係 長	稻	船	菜 穂	子	君
福 祉 係 長	河	野	葉	子	君
産 業 係 長	油	谷	好	彦	君
建 設 水 道 係 長	小	池	秀	樹	君

保 育 士 係 長 本 田 和 矢 君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

教育委員会事務局長 杉 村 彰 君

教育委員会事務局次長 沼 口 英 樹 君

大成教育事務所長 荻 原 勝 幸 君

北 檜 山 幼 稚 園 長 鎌 田 郁 美 君

教育委員会事務局主幹 杉 村 輝 明 君

瀬棚教育事務所社会教育・体育係長 山 本 亨 君

総 務 係 長 近 藤 智 博 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 西 田 良 子 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長 原 進 君

書 記 次 長 高 橋 純 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君

事 務 局 次 長 上 野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君

事 務 局 次 長 上 野 朋 広 君

事 務 局 総 務 係 原 田 翔 太 君

開会 午前 10 時 00 分

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員 11 名で定足数に達していますので、平成 30 年第 1 回せたな町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりですが、減額修正した平成 28 年度せたな町一般会計決算が提出されていないため、議事を進めることができません。

したがって、これより休憩いたします。再開は本日午後 1 時 30 分開会の第 3 回せたな町議会政治倫理に関する協議会終了後といたします。

休憩 午前 10 時 01 分

再開 午後 4 時 53 分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎散会宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さんに申し上げます。町側から現在まで減額修正した平成 28 年度せたな町一般会計決算が提出されておられません。

したがって本日はこれをもちまして延会いたします。なお明日から休会し再開は追って知らせます。それまでに町側は減額修正した平成 28 年度せたな町一般会計決算を提出する努力をしていただきたいと思います。

本日はご苦勞様でした。

散会 午後 4 時 54 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年5月7日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 梶 田 道 廣

署 名 議 員 大 湯 圓 郷

平成30第1回せたな町議会定例会 第4号

平成30年3月29日（木曜日）

○議事日程（第4号）

- 1 諸般の報告
- 2 行政報告
- 3 議案第22号 せたな町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例について
- 4 議案第23号 せたな町行政組織条例の一部を改正する条例について
- 5 議案第24号 せたな町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 6 議案第25号 せたな町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 7 議案第26号 せたな町障害者地域活動支援センター条例及びせたな町障害者グループホーム条例の一部を改正する条例について
- 8 議案第27号 せたな町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 9 議案第28号 せたな町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第29号 せたな町医療職等奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について
- 11 議案第30号 せたな町へき地保育所条例を廃止する条例について
- 12 議案第31号 せたな町まちづくり活動支援事業条例を廃止する条例について
- 13 議案第32号 せたな町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 14 議案第33号 指定管理者の指定について（温泉ホテルきたひやま）
- 15 議案第34号 指定管理者の指定について（せたな町障害者グループホームのぞみ）
- 16 議案第35号 指定管理者の指定について（せたな町営牧場）
- 17 議案第37号 指定管理者の指定について（国民宿舎「あわび山荘」）
- 18 決議第2号 早期の町政正常化のために町長に真摯な反省を求める決議について
- 19 決議第3号 せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 20 議案第38号 平成30年度せたな町一般会計暫定予算
- 21 議案第39号 平成30年度せたな町国民健康保険事業特別会計暫定予算
- 22 議案第40号 平成30年度せたな町後期高齢者医療特別会計暫定予算
- 23 議案第41号 平成30年度せたな町介護保険事業特別会計暫定予算
- 24 議案第42号 平成30年度せたな町介護サービス事業特別会計暫定予算
- 25 議案第43号 平成30年度せたな町簡易水道事業特別会計暫定予算
- 26 議案第44号 平成30年度せたな町営農用水道等事業特別会計暫定予算
- 27 議案第45号 平成30年度せたな町公共下水道事業特別会計暫定予算
- 28 議案第46号 平成30年度せたな町漁業集落排水事業特別会計暫定予算
- 29 議案第47号 平成30年度せたな町風力発電事業特別会計暫定予算
- 30 議案第48号 平成30年度せたな町瀬棚港旅客施設事業特別会計暫定予算
- 31 議案第49号 平成30年度せたな町病院事業会計暫定予算

○出席議員（１１名）

１番	細川伸男君	２番	神田和浩君
４番	本多浩君	５番	石原広務君
６番	枅田道廣君	７番	大湯圓郷君
８番	真柄克紀君	９番	平澤等君
１０番	大野一男君	１１番	熊野主税君
１２番	菅原義幸君		

○欠席議員（０名）

１．地方自治法第１２１条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会教育長	成田円裕君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

１．町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（１）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則君
総務課長	原進君
まちづくり推進課長	小坂橋司君
財政課長	西村晋悟君
税務課長	樋口靖君
町民児童課長	吉崎照人君
保健福祉課長	福士裕継君
農務課長	佐藤英美君
農業センター所長	高橋睦君
水産林務課長	横川洋二君
建設水道課長	丹羽優君
会計管理者	三浦孝史君
国保病院事務局長	横川忍君
総務課長補佐	高橋純君
財政課長補佐	神田昌君
税務課長補佐	濱登幸恵君
町民児童課長補佐	佐々木真由美君

町民児童課長補佐	坂元	谷島	洋敬	二二	君
保健福祉課長補佐	元八	島木	敬忠	義弘	君
水産林務課長補佐	木手	村塚	充清	人裕	君
農務課長補佐	松平	本	健大	輔讓	君
水産林務課長補佐	中	田川		明哉	君
建設水道課長補佐	浜吉	高田	正有	知子	君
建設水道課長補佐	黒伊	澤藤	美悦	子珠	君
国保病院事務局次長	古竹	守内	亜希	京平	君
総務課主幹	長河	内原		志男	君
まちづくり推進課主幹	栄上	田田	泰武	一喜	君
財政課主幹	金高	澤橋	一喜	真和	君
北檜山保育所長	小尾	林野	裕哲	也章	君
保健福祉課主幹	斉伊	藤原	哲孝	史樹	君
保健福祉課主幹	松井	村林	裕朱	行央	君
地域包括支援センター所長	小尾	野瀬	真	也亮	君
農務課主幹	伊菰	原山	千康	明春	君
水産種育苗センター副所長	中尾	野本	朋利	美子	君
建設水道課主幹	垣今	本川	勇克	吾哉	君
建設水道課主幹	阪金	下澤	早解	苗人	君
建設水道課主幹	長	内			君
総務係長					
職員厚生係長					
防災係長					
広報統計係長					
商工労働観光係長					
財政係長					
経理入札係長					
課税係長					
徴収係長					
戸籍年金係長					
国保医療係長					
保育士係長					
保健推進係長					
居宅介護支援係長					
包括支援係長					
地域支援係長					
農政係長					

畜産係長	稲船	洋志	君
林業係長	川上	佳隆	君
水産種育苗センター業務係長	池田	裕之	君
水道係長	大野	秀幸	君
下水道係長	鈴木	涼平	君
出納係長	山川	彩子	君
医事係長	三浦	三津枝	君

《大成総合支所》

支所長	佐野	英也	君
次長	佐々木	正人	君
主幹	谷川	一志	君
主幹	久津間	智	君
大成診療所事務長	古守	幸治	君
大成保育園長	國井	美千代	君
庶務係長	藤谷	知昭	君
住民係長	奥村	大樹	君
福祉係長	藤谷	希	君
産業係長	水野	万寿夫	君

《瀬棚総合支所》

支所長	関	功悦	君
養護老人ホーム三杉荘所長	上野	宏行	君
次長	濱口	喜秋	君
養護老人ホーム三杉荘次長	平賀	英治	君
主幹	増田	和彦	君
国保病院瀬棚診療所事務長	古畑	英規	君
瀬棚保育園長	沼口	恵子	君
庶務係長	栗谷	一樹	君
住民係長	稲船	菜穂子	君
福祉係長	河野	葉子	君
産業係長	油谷	好彦	君
建設水道係長	小池	秀樹	君
保育士係長	本田	和矢	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

教育委員会事務局長	杉村	彰	君
教育委員会事務局次長	沼口	英樹	君
大成教育事務所長	荻原	勝幸	君

北 檜 山 幼 稚 園 長	鎌 田 郁 美 君
教育委員会事務局主幹	杉 村 輝 明 君
瀬棚教育事務所社会教育・体育係長	山 本 亨 君
総 務 係 長	近 藤 智 博 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	西 田 良 子 君
---------	-----------

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長	原 進 君
書 記 次 長	高 橋 純 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	丹 羽 小 百 合 君
事 務 局 次 長	上 野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	丹 羽 小 百 合 君
事 務 局 次 長	上 野 朋 広 君
事 務 局 総 務 係	原 田 翔 太 君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 11 名で定足数に達していますので、定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第 1 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第 1、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 2 行政報告

○議長（菅原義幸君） 日程第 2、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） 行政報告 1 件申し上げます。八雲町熊石国保病院の救急患者の受け入れ体制について報告をいたします。昨年 9 月より休止しておりました熊石国保病院での救急患者の受け入れと、時間外、休日の外来診療について熊石国保病院のご協力により本年 4 月 1 日から再開していただけることになりました。報告いたします。

以上です。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

◎日程第 3 議案第 22 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 3、議案第 22 号せたな町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第 22 号せたな町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例についての提案理由を申し上げます。

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行により、介護保険法が改正され、これまで北海道が定めた指定居宅介護支援等の事業の基準等について、新たに市町村が条例で定めることとされたことから、本条例を制定しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長からいたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） それでは内容の説明をさせていただきます。ただいま提案理由で申し上げましたとおり、介護保険法の改正によりまして、これまで北海道が窓口となっております

ました指定居宅介護支援事業者の指定等の事務を市町村が行うこととなったため、本条例を制定するものでございます。条例は議案の２ページから１５ページまででございますが、厚生労働省で定める基準に基づいて制定されています。北海道の条例からの切替えとなるものでございまして、第１章から第６章、全３２条をもって構成をし、指定居宅介護支援事業者の指定あるいは人員運営申請者の法人格の有無などの基準を定めており、北海道条例からそのまま引き継ぐものでございます。附則といたしまして、この条例は平成３０年４月１日から施行し、介護支援専門員の訪問回数あるいは管理者の運用に係る経過措置を規定しているところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第２３号

○議長（菅原義幸君） 日程第４、議案第２３号せたな町行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を申し上げます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第２３号せたな町行政組織条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。せたな町立認定こども園の開設に伴い行政サービスの提供と効率的な行政運営を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては担当課長からいたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） せたな町行政組織条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。改正内容につきましては１９ページの新旧対照表で説明させていただきます。改正前でございます。第２条町民児童課の事務分掌中、第８号保育所に関すること。第９号その他町民生活、児童福祉に関することについて、改正後では第９号、第１０号として、新たに第８号として認定

こども園に関することを加えるものでございます。なお附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第24号

○議長（菅原義幸君） 日程第5、議案第24号せたな町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第24号せたな町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報の定義の明確化等が新たに規定されたことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明を申し上げますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） せたな町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。改正内容につきましては、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報の定義を明確等が新たに規定されたことによる改正でございます。

24 ページからの新旧対照表で説明させていただきます。改正前でございます。第2条当条例の定義についての改正でございます。第2条第1号について、個人情報、個人の情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものを、改正後では、次のいずれかに該当する者に改め、カタカナの（ア）と（イ）で個人情報に該当する内容と改めたものでございます。次に改正前第2条第6号を改正後では、第8号として繰下げて、同じく改正前第2号から第5号について、改正後では2号ずつ繰り下げるものでございます。次に改正前、第1号の次に、改正後では新たに第2号として、カタカナの（ア）と（イ）の内容を加え、第3号として、要配慮個人情報、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をというとの文言を加えるものでございます。なお附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第25号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、議案第25号せたな町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第25号せたな町特別会計条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。地方自治法第209条第2項の規定により、瀬棚港旅客施設事業特別会計を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

西村財政課長。

○財政課長（西村晋悟君） それでは内容についてご説明申し上げます。本条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第209条第2項の規定により、瀬棚港のフェリーターミナル管理費を一般会計から区分して経理するため、瀬棚港旅客施設事業特別会計を設置するものでございます。議案の29ページをご覧ください。新旧対照表でございますが、別表の風力発電事業特別会計の下に瀬棚港旅客施設事業特別会計を加えるものでございます。附則といたしましてこの条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第26号

○議長（菅原義幸君） 日程第7、議案第26号せたな町の障害者地域活動支援センター条例及びせたな町障害者グループホーム条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第26号せたな町障害者地域活動支援センター条例及びせたな町障害者グループホーム条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正され、条文との整合性を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） 議案の33ページ新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

す。今回の改正は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正によりまして、条例中で引用しております当該法律の条項にずれが生じたため、関連する二つの条例を合わせまして、それぞれ文言の整理をするものでございます。まず第1条せたな町障害者地域活動支援センター条例につきましては、第1条中、下線部分の第5条第25項を第5条第27項に、続いて第2条せたな町障害者グループホーム条例につきましては、第1条、第4条、第6条に規定をしております第5条第15項を第5条第17項に改めるものでございます。附則としてこの条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第27号

○議長（菅原義幸君） 日程第8、議案第27号せたな町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第27号せたな町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、国民健康保険法が改正されることから、法との整合性を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） この度のせたな町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律

の施行に伴い、国民健康保険法が改正され法律にあります国民健康保険運営協議会が市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会という表現に改められたことから、町条例の必要な改正を行うものです。なお、まちとしては当該協議会の名称につきましては、これまでと同じせたな町国民健康保険運営協議会として条例改正により名称を定めております。

改正の内容につきましては議案書 37 ページ新旧対照表をご覧ください。右側改正前、第 1 条中、国民健康保険を左側改正後は国民健康保険の事務に改め、第 2 条の見出し（国民健康保険運営協議会の委員）から（町の国民健康保険事業の運営に関する協議会）に改め、同条第 2 項を第 3 項とし、同条第 1 項中、国民健康保険運営協議会を協議会に改め、同項を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 11 条第 2 項の規定により町に設置された国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、せたな町国民健康保険運営協議会（次項において「協議会」という。）とするを加え、第 5 条第 1 項中、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）を左側改正後は、法に改めるものでございます。附則としてこの条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行するとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 28 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 9、議案第 28 号せたな町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第 28 号せたな町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行により、高齢者の医療の確保に関する法律が改正され、平

成 30 年 4 月から後期高齢者医療制度加入時における住所地特例が見直しされることから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） この度のせたな町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成 30 年 4 月 1 日より施行され、高齢者の医療の確保に関する法律第 55 条の 2 の規定が新設されることにより、町条例の資格に関する規定の改正を行うものでございます。法改正の内容ですが、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度における資格の適用は、それぞれの制度の規定に基づき住所地で行うことを原則としておりますが、施設等に入所して住所が変わった方については住所地特例を設けて前住所地の被保険者としていただいております。しかしながら現行制度では住所地特例者が 75 歳到達等により、国保から後期高齢者医療保険に加入する場合、後期の住所地特例が適用されないため、施設所在地の広域連合が保険者となっております。この取り扱いについて現に国保の住所地特例を受けている方が後期高齢者医療広域連合の被保険者となる場合には、前住所地の市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が保険者となるよう見直すものでございます。

これに伴い町条例の改正内容については、議案書 41 ページ新旧対照表をご覧ください。右側改正前、第 3 条第 2 号中第 2 項を左側改正後は第 2 項（これらの規定を法第 55 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）に改め、第 3 号として法第 55 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者であって、同項の規定の適用を受けるに至った際、本町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者を加えるものでございます。附則としてこの条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行するものとなります。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第２９号

○議長（菅原義幸君） 日程第１０、議案第２９号せたな町医療職等奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第２９号せたな町医療職等奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。奨学資金の貸付けできる職種に臨床検査技師を加え、また、奨学資金の貸付けに関する権限を教育委員会に委任し事務の効率化を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

横川国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（横川 忍君） それでは議案書４５ページ、せたな町医療職等奨学資金貸付条例の一部を改正する条例を新旧対照表によって説明をさせていただきたいと思います。これまで一般奨学資金については教育委員会、医療職については国保病院事務局と窓口が２本に分かれておりましたが、本条例につきまして窓口を一本化し、住民に対する窓口をわかりやすくすること。また事務の効率化を図るために本条例を制定するものでございます。内容につきまして改正前第１条の目的につきましては、これまで臨床検査技師は医療職の奨学金の中に入っておりませんでしたけれども、この度、臨床検査技師を追加いたしまして作業療法士のあとに臨床検査技師を追加するものでございます。第２条の定義といたしまして５号、６号、７号を６号、７号、８号といたしまして、新たに５号として臨床検査技師法に規定する養成学校についての規定を追加するものでございます。なお厚生労働大臣を都道府県知事に変更いたしましたのは平成２７年４月１日から指定養成学校の指定監督権限が厚生労働大臣から都道府県知事に権限移譲されておりましたことから文言を整理したものでございます。

続きまして議案書４６ページをご覧ください。第９条として貸付決定の取消し及び貸付の停止等に関する内容が記載されてございます。改正前の３号、４号、５号をそれぞれ４号、５号、７号といたしまして３号として新たに休学したとき、６号といたしまして長期の欠席をしたときの文言を追加してございます。そして１６条権限の委任について、この条例をもちまして国保病院事務局で担当しておりまし医療職に関する奨学金を教育委員会に一任し、窓口を一本化するものでございます。附則としてこの条例は公布の日から施行いたします。なお現在奨学金を貸付けております２名に対しましては、従前のとおり国保病院事務局で担当することといたしております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 11 議案第 30 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 11、議案第 30 号せたな町へき地保育所条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第 30 号せたな町立へき地保育所条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。入所児童の減少に伴い若松保育所を廃止するため、本条例を廃止しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） この度のせたな町立へき地保育所条例を廃止する条例の対象施設であります若松保育所について、平成 30 年度の入所希望者数がへき地保育所開所の基準としている入所児童数に満たなかったことから本年度限りで廃止するものでございます。なお若松保育所への入所希望をされていた児童については、本年 4 月開園の町立認定こども園に入園していただくことで、保護者の皆様から承諾を得ているところでございます。

議案書は 48 ページ、せたな町立へき地保育所条例（平成 17 年せたな町条例第 64 号）は廃止する。附則としてこの条例は公布の日から施行するとするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第３１号

○議長（菅原義幸君） 日程第１２、議案第３１号せたな町まちづくり活動支援事業条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第３１号せたな町まちづくり活動支援事業条例を廃止する条例についての提案理由を申し上げます。本町の産業振興策として、新たにチャレンジ等支援事業を創設し事業展開していることから、本条例を廃止しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明を申し上げますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋 司君） 議案書は５０ページになります。農業漁業のチャレンジ等支援事業の実施により産業における支援事業が創設され実施されていることや実績がないことから、対象事業が重複している現行条例のせたな町まちづくり活動支援事業条例を廃止するものでございます。せたな町まちづくり活動支援事業条例は廃止する。附則といたしましてこの条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第32号

○議長(菅原義幸君) 日程第13、議案第32号せたな町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案その3の1ページでございます。議案第32号せたな町介護保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。第7期介護保険事業計画の策定に伴い介護保険料を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 内容の説明を求めます。

富士保健福祉課長。

○保健福祉課長(富士裕継君) それでは議案その3の3ページの新旧対照表によりご説明をさせていただきます。平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画が本年度をもって終了し、新たに平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とする第7期介護保険事業計画を進めるに当たり、関係条項の整理をさせていただくものでございます。

第5条では、ただいま申し上げましたとおり第7期計画期間に改めるものでございます。なお第7期における介護保険料の算出にあたりましては、計画期間3年間に要します介護給付費等の見込み額に充当すべき保険料収納額を推計した結果、介護保険事業基金からの財源充当により、第7期におきましても介護保険料の基準額月額4,180円のまま据え置くこととしたものでございます。また附則第12項といたしまして、これまでの第6期計画同様、低所得者の保険料軽減措置が継続実施となりますことから第5条第1号に該当する第1号被保険者の年額を2万2,580円とする旨、引き続き規定をするものでございます。附則としてこの条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(菅原義幸君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(菅原義幸君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１４ 議案第３３号

○議長（菅原義幸君） 日程第１４、議案第３３号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第３３号指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。温泉ホテルきたひやまの管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたしますので、ご審議賜われますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋 司君） それでは議案の５ページでございます。議案第３３号指定管理者の指定についてご説明いたします。本件は温泉ホテルきたひやまの指定管理者を指定するため、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものでございます。提案理由のとおり温泉ホテルきたひやまの管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するものでございます。温泉ホテルきたひやまの指定管理期間は本年３月末をもって終了することから、この度、新たに指定管理者を公募したところ１件の申し込みがありまして、先般開催の選定委員会におきまして指定管理者の候補者が選定されたところでございます。選定された候補者につきましては、１、公の施設の名称は温泉ホテルきたひやま、２、指定管理者となる団体の名称及び所在地は株式会社北檜山観光振興公社、住所は久遠郡せたな町北檜山区徳島４番地１６、３、指定の期間は平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までとなっております。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第34号

○議長（菅原義幸君） 日程第15、議案第34号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第34号指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。せたな町障害者グループホームのぞみの管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

富士保健福祉課長。

○保健福祉課長（富士裕継君） それでは7ページ指定管理者の指定についてご説明をさせていただきます。本提案につきましては、せたな町障害者グループホームのぞみの指定管理期間が本年3月末をもって終了することから、新たに指定管理者を公募したところ1件の申し込みがあり、先般開催されました選定委員会におきまして指定管理者の候補選定となりましたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。1、公の施設の名称は、せたな町障害者グループホームのぞみ、2、指定管理者となる団体の名称及び所在地、名称は有限会社松神建設、住所は久遠郡せたな町大成区都463番地1であります。3、指定の期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間であります。なお指定期間につきましては、今回より当初からの指定期間とするものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） 課長から当初に戻ったと。3年間に戻ったということですが、以前私はこの指定期間をめぐって、指定管理料もそうですが、予算の審議の場で本予算に対して反対討論をした経緯があります。というのはこういう施設だからこそ1年ではなくて、3年、5年設けて入居者を含めて家族に1年ごとにどこがこの施設を運営していただけたらという心配

があるからということで反対討論させていただきました。今回は3年、当初に戻ったその理由を説明いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） 石原議員のご質問にお答えをさせていただきます。当初3年間でスタートした本施設でございますが、経営の安定等々も含めてこの2年間、1年契約で進めてまいりました。縷縷ご説明をさせていただいた経過がありますので、詳細は省略いたしますけれども、この2年間におきまして管理者であるまちも、当然この経営に介入しながら定員10人、これをきちんと満たしながらその手筈、関係機関との連携等も含めそれから事業者も今後の将来における経営上の安定に向けた管理者の育成等々を含めて2年間で整理をさせていただきました。平成30年度に向かつての事業者からの要望等も含めた中で、この3年間ほぼ同額の形で推移をしてまいりましたし、また将来においてもそう大きな幅はなく経営が保たれるだろうという判断に基づきまして、今回この2年間の経緯を踏まえて当初のとおり3年間の指定管理とするものでございます。なお議員もただいまお話がありましたとおり、当該施設は障害者の福祉施設ということでは、入所者との連携により信頼感が非常に大きな施設でございます。したがって3年間という一つの期間をもって将来を見込んだ経営がなされ、入所者も安心して生活できるという部分で、私どももこの形がこのまま続くことを期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 今後も今説明があったように事業者の安定的な経営あるいは入居者、家族が安心して今後も暮らせるような形で、まちと連携しながら取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 答弁はどうですか。

○5番（石原広務君） いません。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１６ 議案第３５号

○議長（菅原義幸君） 日程第１６、議案第３５号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第３５号指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。せたな町営牧場の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者の指定を行うものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたしますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

佐藤農務課長。

○農務課長（佐藤英美君） 議案の９ページになります。議案第３５号指定管理者の指定についてですが、本提案は、せたな町営牧場の指定管理期間が本年３月末をもって終了することから、新たに指定管理者を公募したところ１件の申し込みがあり、先般開催されました選定委員会において指定管理者の候補者選定となったことから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。まず公の施設の名称は、せたな町営牧場、指定管理者となる団体の名称及び所在地は、新函館農業協同組合、北斗市本町１丁目１番２１号、指定の期間は平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日までの１年間であります。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第１７ 議案第３７号

○議長（菅原義幸君） 日程第１７、議案第３７号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その6でございます。議案第37号指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。国民宿舎あわび山荘の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するものでございます。

内容につきましては担当課長から申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 内容の説明を求めます。

小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋 司君） 本件は国民宿舎あわび山荘の指定管理期間が本年3月末をもって終了することから、先般開催の選定委員会におきまして指定管理者の候補が選定されたことから、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。選定された候補者につきましては、1、公の施設の名称は、国民宿舎あわび山荘、2、指定管理者となる団体の名称及び所在地は、一般財団法人貝取潤温泉公社、住所は久遠郡せたな町大成区貝取潤388番地、3、指定の期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までとなっております。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩に入ります。

再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

◎日程第１８ 決議第２号

○議長（菅原義幸君） 日程第１８、決議第２号早期の町政正常化のために町長に真摯な反省を求める決議についてを議題といたします。

提出議員の説明を求めます。

細川伸男議員。

○１番（細川伸男君） ただいま上程されました決議第２号早期の町政正常化のために町長に真摯な反省を求める決議の提案理由を申し上げます。

この決議は議会運営委員会の委員で提案するものです。新年度予算が政策予算抜きの暫定予算からスタートする事態を迎えたことは町民生活に重大な影響をもたらすものであり、極めて遺憾であると言わざるを得ません。このような不正常な事態を迎えた責任が議会の議決を無視し続けた町長にあることは明らかであります。１日も早く町政を正常化するために町長の真摯な反省を求めるものであります。

以上、決議するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

（「よし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を省略し討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、決議第２号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１９ 発議第３号

○議長（菅原義幸君） 日程第１９、発議第３号せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出議員の説明を求めます。

細川伸男議員。

○１番（細川伸男君） ただいま上程されました発議第３号せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この発議は議会運営委員会の委員で提案するものです。先ほど早期の町政正常化のために町長に真摯な反省を求める決議をいたしました。新年度予算が暫定予算からのスタートという町民生活に重大な影響を及ぼしている責任が議会の議決を無視続けている町長にあることは明白です。よって減額修正された平成２８年度一般会計決算が提出されるまで町長の給料及び期末手当並びに寒冷地手当について１００分の３０減額した額を支給するものであります。条文並びに施行日については記載のとおりとなっており、ご理解いただけるものと思っております。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

(「よし」という者あり)

○町長（高橋貞光君） 議長、発言の許可をお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 何の発言ですか。

○町長（高橋貞光君） 発議に対しての発言です。

○議長（菅原義幸君） 今すでに議案があがっておって、議会の内部での進行になっているんです。

○町長（高橋貞光君） これは私に対する発議…

○議長（菅原義幸君） だってこっち議会自身がやっていることです。今までそういうルールはないんです。

○町長（高橋貞光君） ですから発言の許可をいただきたいという…

○議長（菅原義幸君） ですからいままでのルールありませんっていつているんです。説明が終わりました。質疑を省略し討論を許します。

神田議員。

○2番（神田和浩君） 私はこの発議第3号に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

先日の全員協議会において議長は町民に迷惑のかからない、生活に支障の来さないよう最低限暫定予算は議決しなければならないという考えを示されました。しかし私は町民の生活に支障を来さないためには、最低限、年度内にきちんと本予算を審議することの認識であります。したがって暫定予算の運びとなった今、その責任がまちや町長にあるとするならば、私は議員の1人として同じように責任を感じるものでございます。したがってこの一方的な町長に対する発議の内容には賛成できませんので、私の反対討論といたします。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 次に賛成討論いたします。

梶田議員。

○6番（梶田道廣君） 賛成の立場で討論させていただきます。ただ今神田議員から反対の討論をお聞きしました。確かにいろいろな事情はあろうと思いますけれども、今回この場に及び暫定予算を組まざるを得なくなったその状態はまちにも大きな責任があらうかと思えます。昨日、議会運営委員会また全員協議会等でそれぞれ時間をかけて激論を交わした中で決まったことですので、これに関しては議会として町長のこれ以上の混乱を避ける意味でも、この件に関しては、お受けいただくべきだと思います。

○議長（菅原義幸君） 次に反対討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより発議第3号について起立により採決いたします。

皆さんにお諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（菅原義幸君） ご着席ください。起立多数です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

ここで平成30年度各会計暫定予算の審議に入りますが、皆さんにお諮りいたします。

暫定予算の審議につきまして一般会計の進め方は歳出から暫定予算内容説明資料により1款ごとに担当課長の説明を受け、質疑を行い歳入は予算書により1款から10款までと11款から20款までに分け、1款町税については税務課長からそのほかの款については財政課長から説明を受け、質疑を行い質疑終了後、歳入歳出全款一括で質疑を受け、討論採決と取り進めたいと思います。また特別会計の説明は各会計暫定予算概要説明資料により担当課長から歳出歳入の順で一括説明を受け、一括質疑、討論、採決と取り進めたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） ご異議なしと認め、そのように取り進めることといたします。

説明員交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時19分

○議長（菅原義幸君） 会議を再開いたします。

◎日程第20 議案第38号

○議長（菅原義幸君） 日程第20、議案第38号平成30年度せたな町一般会計暫定予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） それでは提案理由の説明の前に議案の差替えがございました。この点お詫びをします。

それでは提案理由を申し上げます。上程をいたしました議案第38号から議案第49号までの12件につきましては、地方自治法第218条第2項の規定により暫定予算を調整し、議会に提案をするものでございます。暫定予算の期間につきましては、4月から6月までの3カ月間としてございます。暫定予算には政策予算は含まれておらず、その期間内に見込まれる歳入および歳出を計上しているものであります。歳入歳出の均衡が図られなくてもよいとされているものでございますのでご理解をいただきたいと思います。それでは各会計の概要につきまして一括してご説明を申し上げます。

議案第38号平成30年度せたな町一般会計暫定予算の総額は歳入歳出それぞれ3億9,147万8,000円でございます。歳出の主なものを申し上げます。1款議会費では議員報酬、議員期末手当などのほか必要な経費について計上いたしました。

2款総務費ではふるさと応援寄附金返礼品、本庁舎長寿命化改修工事、町有施設解体工事、地

方交付税推進交付金事業などに係る経費について計上をいたしました。

3 款民生費では国民健康保険事業特別会計などへの繰出金のほか、継続事業でございます瀬棚養護老人ホーム三杉荘改築事業、4 月に開園する認定こども園に係る運営費などについて計上をいたしました。

4 款衛生費では、町民の健康を守る各種検診や予防接種に係る経費、病院事業会計や簡易水道事業特別会計などへの繰出金、北部桧山衛生センター組合負担金などについて計上をいたしました。

5 款労働費では渡島檜山北部通年雇用促進支援事業などの雇用対策経費について計上をいたしました。

6 款農林水産業費では中山間地域等直接支払交付金や農地耕作条件改善事業、漁業チャレンジ等支援事業補助金、水産種苗育成センター運営費などについて計上をいたしました。

7 款商工費では商工会や観光協会への補助金、各観光施設等の維持管理経費、温泉施設指定管理料などについて計上をいたしました。

8 款土木費では町道維持管理経費や地方道改修事業費、瀬棚港修築事業負担金、公共下水道事業特別会計への繰出金について計上をいたしました。

9 款消費費では檜山広域行政組合消防費負担金のほか防災対策といたしまして、防災行政無線デジタル化整備事業実施設計業務などについて計上をいたしました。

10 款教育費では I C T 機器導入事業やスクールバス運行業務などの小中学校管理費、社会教育や保健体育に係る経費のほか、10 月開設予定の生涯学習センター整備事業費などについて計上をいたしました。

11 款公債費は、一時借入金利子を計上いたしております。

12 款職員給与費では、特別職3人分、一般職147人分の給料、諸手当などについて計上をいたしました。

一方、歳入でございますが、町税や地方譲与税、地方交付税、国庫及び道支出金、寄附金など暫定期間内における歳入見込み額を計上しております。

町債につきましては臨時財政対策債や合併特例債など10件の借入れを計上してございます。

次に議案第39号平成30年度せたな町国民健康保険事業特別会計暫定予算の総額は、歳入2億9,398万6,000円、歳出2億9,225万8,000円で、保険給付費や国民健康保険事業費、給付金などの経費を計上してございます。

議案第40号では平成30年度せたな町後期高齢者医療特別会計暫定予算の総額は、歳入1,320万4,000円、歳出1,357万5,000円で、後期高齢者医療広域連合納付金などの経費を計上してございます。

議案第41号平成30年度せたな町介護保険事業特別会計暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,481万9,000円で、保険給付費や地域支援事業などの経費を計上してございます。

議案第42号平成30年度せたな町介護サービス事業特別会計暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,699万4,000円で、通所介護サービス事業や介護予防支援事業などの経費を計

上してございます。

議案第４３号平成３０年度せたな町簡易水道事業特別会計暫定予算の総額は、歳入１億８１１万６，０００円、歳出１億８１１万５，０００円で、水道施設維持管理経費や水道施設整備工事などのほか、公営企業会計への移行に要する経費を計上してございます。

議案第４４号平成３０年度せたな町営農用水道等事業特別会計暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ６３５万５，０００円で、営農用水道等施設の維持管理経費や施設改良経費などを計上してございます。

議案第４５号平成３０年せたな町公共下水道事業特別会計暫定予算の総額は、歳入１億６，４３０万８，０００円、歳出２億６，２４１万４，０００円で、施設の維持管理経費や下水道新設工事などの経費を計上しております。

議案第４６号平成３０年度せたな町漁業集落排水事業特別会計暫定予算の総額は、歳入２９３万５，０００円、歳出３１９万２，０００円で、漁業集落排水施設の維持管理経費などを計上してございます。

議案第４７号平成３０年度せたな町風力発電事業特別会計暫定予算の総額は歳入８０１万円、歳出５２６万８，０００円で、風力発電施設の維持管理経費や起債償還金などを計上してございます。

議案第４８号平成３０年度せたな町瀬棚港旅客施設事業特別会計暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ６８万５，０００円で、フェリーターミナルの駐車場管理人賃金や光熱水費など維持管理経費を計上してございます。

議案第４９号平成３０年度せたな町病院事業会計暫定予算の総額は、収益的収支の支出が３億４，１９５万円、資本的収支の支出は７，１６１万円を計上したものでございます。

以上が一括上程いたしました議案１２件の概要でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 副町長に申し上げておきます。日程第２０、議案第３８号は平成３０年度せたな町一般会計暫定予算でありまして、一括上程の措置はとっておりません。せっかく張り切って特別会計まで説明していただけたわけですから、議員の皆さんが了承していただければ、各特別会計に入った段階での提案理由の説明は既にいただいたものとして使いたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） それでは説明は終わりました。１款議会費の説明を求めます。

西村財政課長。

○財政課長（西村晋悟君） それではお手元の平成３０年度一般会計歳出暫定予算内容説明資料によりまして説明をさせていただきます。財政課長ではありますが１款の議会費の説明をさせていただきますが、その前に若干この暫定予算の資料につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

先ほど副町長の提案理由にもございましたとおり、この暫定予算には政策予算につきましては計上されていないものでございまして、この資料の上の表と左から５つ目の欄に新旧継続の別と

いう欄がございます。この欄でございますが議員の皆さんもご存じのとおり継とあるのは継続事業、それから新とあるのは、ことし新たに行う新規事業のことでございます。したがって新事業がイコール政策予算ではないということをご理解いただきたいと思います。また財源内訳につきましては、国道支出金、地方債及びその他の財源を財源としている事業で、この暫定期間中に、いわゆるこの3カ月の間に歳入が見込まれない事業につきましては一般財源を充当しておりますので、この点につきましてもあらかじめご了承くださいと思います。

それでは資料の1ページに戻ります。1款1項1目共に議会費でございます。予算書では28ページとなります。継続で議員報酬等1,503万4,000円、全額一般財源となっております。議員報酬、期末手当、議員共済組合負担金を計上しているものでございます。

以上1款議会費合計1,949万5,000円でございます。

以上で議会費の説明を終わります。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 1款議会費の質疑を終わります。

次に2款総務費の説明を求めます。

原課長。

○総務課長（原 進君） 続きまして2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。継続でございます。ふるさと応援寄附金返礼品予算額3,668万1,000円、全額その他財源でございます。内容といたしましては、ふるさと応援寄附金をされた方に対し寄附額に応じた地場産の返礼品を送り地域経済の活性化を図るものでございます。

次に新規でございます。本庁舎長寿命化改修工事予算額2億715万5,000円、地方債1億9,670万円、一般財源1,045万5,000円です。円内容につきましては平成29年度策定した本庁舎長寿命化計画に基づき適切な維持管理を図るものでございます。建築工事といたしまして、防水、外壁改修工事等、電気工事といたしまして自動火災報知機設備、非常照明等、機械工事では熱源交換器、自動制御盤の機器更新、中央監視盤等の工事でございます。

○議長（菅原義幸君） 丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） 続きまして5目財産管理費、継続事業で町有施設解体事業予算額4,790万円、財源につきましては全額地方債であります。過疎債を予定してございます。内容は施設の老朽化等による周辺環境の悪化防止及び安全安心な地域保全を図るため北檜山区においては、旧新成小学校ほか2棟、大成区においては旧大成児童館ほか2棟の全6施設について解体するものでございます。

○議長（菅原義幸君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋 司君） 続きまして7目企画費でございます。継続事業でせきたな今金2町連携婚活イベント事業予算額は619万9,000円、全額一般財源です。内容につきましては、渡島地域半島振興広域連携促進事業を活用し、体験型婚活イベントを実施し、出会いと交流の場を提供するものでございます。

続きまして同じく継続事業で、空家等除却補助金です。予算額200万円全額一般財源です。

空家等の除却等への助成をすることにより、危険な空家等を減らし生活環境に対する被害の発生防止を図るものでございます。

○議長（菅原義幸君） 原総務課長。

○総務課長（原 進君） 続きまして8目住民運動推進費、継続でございます。町内会連絡協議会運営補助金予算額378万3,000円、全額一般財源でございます。内容といたしましては町内会活動における町内会の自主的な事業及び花いっぱい運動推進への補助金でございます。一つには町内会連絡協議会運営費として31万5,000円、環境美化運動推進事業費として346万8,000円。

次に継続でございます。防犯灯維持管理費補助金370万円、全額一般財源でございます。夜間の犯罪及び事故等の発生を防止し住民の安全確保のため町内会等が管理を行なっている。防犯灯維持管理費への補助でございます。内容については記載のとおりでございます。

○議長（菅原義幸君） 小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋 司君） 2ページになります。13目地方創生推進交付金事業費、地方創生推進交付金事業費5,988万9,000円、その他財源の4万5,000円につきましては研修宿泊施設の使用料でございます。残り5,984万4,000円が一般財源です。内容につきましては、地域再生法に基づく事業でございまして、地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的かつ主体的な取り組みを支援するのであり、せたな町への交流人口の増加を図ることを目的として、次の4つの事業を実施します。まず新規就農促進事業で移住定住促進PR事業、ひやまバリアフリーレジャーと地域づくり総合連携事業、これらにつきましては継続事業となっております。1番下の観光まちづくり再生事業、これにつきましては新規事業でございまして昨年せたな町で作成された映画、空のレストラン、これが来年全国公開されますが、そのPRとロケ地マップ等を作成するにあたりまして、その業者との打ち合わせのための旅費でございます。

続きまして14目諸費、継続事業でございまして、地域公共交通活性化協議会負担金予算額725万3,000円、全額一般財源です。公共交通網形成計画を基に実証運行調査を実施しまして、地域交通の活性化を図るものでございます。

続きまして同じく継続事業でございます。北渡島檜山4町地域連携推進協議会負担金予算額が200万5,000円です。全額一般財源です。北渡島檜山4町の資源を活用し、経済活性化を図るとともに、域内人材の育成や民間事業者等による連携を促進し、それらを持続させるための域内ネットワークの構築を目指すものでございます。

続きまして同じく継続事業でございます。通学定期運賃補助金、事業費237万5,000円全額一般財源です。定期券により檜山北高等学校へ通学する生徒を対象に補助するものでございます。

続きまして同じく継続事業で瀬棚区バス運行事業補助金予算額211万8,000円、全額一般財源です。瀬棚区における地域住民の交通手段を確保するため、生活路線バス運行経費に対し補助するものでございます。

続きまして同じく継続事業です。企業立地促進奨励金予算額58万円、全額一般財源です。企

業立地を促進するため、町内に事業所を新設又は増設する者に対し助成の措置を行うものでございます。

続きまして同じく継続事業です。結婚定住奨励金40万円全額一般財源です。結婚してせたな町に定住する者に対してせたな町共通商品券を交付することにより若い世代の定住を促進するものでございます。

3ページお願いいたします。同じくそれを継続事業で、移住定住促進住宅奨励金予算額250万円、全額一般財源です。町内に住宅を建設する者または購入する者に対し奨励金を交付することにより、定住化と地域経済の活性化を図ることを目的とするものでございます。

○議長（菅原義幸君） 樋口税務課長。

○税務課長（樋口 靖君） 2項徴税費、2目賦課徴収費、新規事業で確定申告支援システム導入業務でございます。予算額は885万6,000円で全額一般財源でございます。システムを導入することによりまして国税情報などのデータ連携が可能となり、事務処理の効率化やさまざまなリスクの回避が図られるとともに、住民サービスの向上と適正課税に努めるものでございます。

続きまして渡島・檜山地方税滞納整理機構負担金でございます。継続事業で予算額は13万円で全額国道支出金でございます。去年の支出状況を参考に計上してございます。函館市を除く渡島、檜山17市町で構成しております滞納整理機構へ滞納困難あるいは徴収に高度なノウハウを必要とするケースを引き継ぎ、収納率の向上を図るとともに、研修及び合同搜索等を通じて徴収に係る資質の向上を図っております。平成30年度は15件の引き継ぎを予定しておりまして、年間における均等割、処理件数割、徴収実績割等については記載のとおりでございます。

以上で2款総務費合計で予算額は5億3,964万5,000円でございます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 2款総務費の質疑を終わります。

説明員の交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時44分

○議長（菅原義幸君） 会議を再開いたします。

次に3款民生費の説明を求めます。

福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） それでは3款民生費でございます。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、継続で地域おこし協力隊予算額109万1,000円で全額一般財源でございます。本年度で3年目となります引き続き社会福祉協議会へ地域おこし協力隊を派遣して地域福祉の推進が図れるよう支援をするものでございます。

次に継続で福祉バス運行业務予算額126万7,000円、全額一般財源であります。町内の

老人福祉団体や社会福祉団体などの地域活動の推進を図るため、運行業務を委託するものでございます。

続いて継続でふれあいバス運行業務予算額45万円、全額一般財源であります。ふれあいバス信金号の運行業務委託でございます。

続いて継続で社会福祉協議会運営事業補助金予算額1,000万円、全額一般財源で社会福祉協議会の運営に対し支援をするものでございます。

次に3目老人福祉費でございます。継続で介護保険居宅サービス事業補助金予算額1,880万4,000円、全額一般財源であります。北檜山恵福会並びに大成慈恵会において実施をしておりますデイサービスセンターの運営に対する補助でございます。

次に継続で老人クラブ運営事業補助金予算額190万2,000円で全額一般財源でございます。老人クラブ連合会の活動費に対する助成でございます。

続きまして高齢者・身障者入浴料助成費予算額200万円、全額一般財源でございます。福祉施策として町内3施設を利用する高齢者等の減免措置額等の差額を補填をするものでございます。
○議長（菅原義幸君） 吉崎町民児童課長委員。

○町民児童課長（吉崎照人君） 続きまして4目の後期高齢者医療費で後期高齢者医療療養給付費負担金予算額9,100万3,000円、後期高齢者医療費に係わる広域連合への負担金でございます。被保険者数2,030人、1人当たりの給付額は約110万5,000円ほどを見込んでおります。

○議長（菅原義幸君） 富士保健福祉課長。

○保健福祉課長（富士裕継君） 次に5目障害者福祉費継続で障害者地域活動支援センター業務予算額164万1,000円で全額一般財源でございます。センターの運営管理をNPO法人せたな共同作業所ふれんどに委託実施しているものでございます。

続きまして6目福祉施設管理費、新規事業で瀬棚老人と母と子の家屋根葺替工事予算額643万7,000円、全額一般財源であります。昭和47年開設の同施設を今後も維持をするため屋根葺替工事を行うものでございます。

続いて7目老人ホーム運営費、継続で老人ホーム三杉荘運営事業予算額2,468万円、その他入所費用徴収金2,425万9,000円、残りが一般財源でございます。三杉荘の運営に係る経費でございまして、入所者の福祉の増進を図るものでございます。

○議長（菅原義幸君） 吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 続きまして9目の重度心身障害者医療費助成事業費で予算額762万円、一定の要件に該当する障害者に対しての医療費助成で対象人数は280人を見込んでおります。

次の5ページになります。10目のひとり親家庭等医療費助成事業費で予算額92万4,000円、ひとり親家庭の親及び子への医療費の助成で対象人数は親、子合わせて195人を見込んでおります。

○議長（菅原義幸君） 富士保健福祉課長。

○保健福祉課長（富士裕継君） 12目老人ホーム改築費、継続で瀬棚養護老人ホーム三杉荘改

築事業予算額6億3,006万9,000円で、道補助金1億3,003万3,000円、地方債4億6,860万円、残りが一般財源でございます。本年6月末に完成したのち備品の搬入、引っ越しを終えまして10月1日オープンの予定でございます。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 続きまして2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。児童手当予算額2,500万円、児童手当法に基づき国の基準により予算措置をしたところでございます。子ども医療費助成事業予算額555万円、対象人数は未就学児童から高校生まで800人を見込んでおります。

続きまして未熟児養育医療給付事業で予算額20万円、2名、2カ月分を見込み予算計上しております。

続いて妊産婦医療費助成費予算額30万円、平成28年度の母子手帳交付実績に基づき本年度は入院12人、通院32人を見込んでおります。

6ページになります。2目の保育所費で保育所運営費予算額1,457万円、常設保育所2施設の運営を行うものでございます。

3目認定こども園費、認定こども園運営費で予算額2,727万1,000円、北檜山幼稚園と北檜山保育所が一つになり、幼保連携型認定こども園として運営するものでございます。

4目児童福祉施設費で学童保育所運営費、予算額516万3,000円、小学生が対象で3区において運営するものでございます。

続きまして5目子育て支援費、子育て支援センター運営費で予算額187万3,000円、認定こども園及び各保育所内において開設運営するものでございます。

3款民生費合計が11億1,437万円となります。

以上で民生の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○5番（石原広務君） 内容説明資料の4ページ、これ確認も含めて聞かせていただきたいのですが、老人ホーム運営費で短期入所生活支援事業、ショートステイだと思うんですが、この定員3名となっていますが、せっかく新しくなった中でハード面もあると思うんですが、今後もこれ以上定員としては増えるというか、先々の話ですけど、とりあえず3人定員として運営してみて、先はそれに対応できるような施設を作りになっているというか、先々に行ってそういうことになったときに可能なかどうか。それ参考までにお知らせいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 富士保健福祉課長。

○保健福祉課長（富士裕継君） 石原議員の質問にお答えをいたします。まずショートステイの部屋の数の関係でございますが、将来を見込んでのご質問と思っておりますが、現在3床でございます。これからの造りといしましては、各個別の部屋体制の中で特別な対応する部屋も含めながら三杉荘としては、将来的な部分では検討可能な部分も出てこようかと思っております。まち全体

のショートステイの関係で申し上げますと、現在は特老それから三杉荘でやっておりますが、今般、皆さんからもご理解いただきながら時期的にはまだ明確ではありませんが、夏あたりにはサービス付き高齢者住宅並びにそれに併設する小規模多機能施設、ここでもショートステイ3床計画をしてございますので、そう意味では現在ところこの中で運営は見込めるだろうと思っておりますが、将来そういった状況になればまた検討していく用意は十分ございます。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 民間のこういった短期入所者、ショートステイのほうもいろいろニーズに合った形で受け入れもしてありますが、三杉荘町立なので民間と供用しながら将来も迷惑のかからない形でやっていただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 富士保健福祉課長。

○保健福祉課長（富士裕継君） 現在もそのように連携をとらせていただきますので、今後におきましてもそのように進めさせていただきます。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） なければ3款民生費の質疑を終わります。

ここで昼食休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（菅原義幸君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に4款衛生費の説明を求めます。

富士保健福祉課長。

○保健福祉課長（富士裕継君） それでは説明資料の6ページ中段の衛生費でございます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、継続で母子健康診査等予算額219万1,000円、全額一般財源でございます。母子保健対策といたしまして、妊婦健診、乳児健診などを実施いたしまして母子支援に努めるものでございます。

次に継続で患者輸送バス運行業務予算額367万7,000円、全額一般財源でございます。へき地保健医療対策といたしまして通院手段となる患者輸送バスを運行するものでございます。

次に継続で道南ドクターヘリ運航経費負担金予算額239万5,000円、全額一般財源でございます。平成27年2月から運航しております道南ドクターヘリの運航に係る自治体負担金でございます。

○議長（菅原義幸君） 西村財政課長。

○財政課長（西村晋悟君） 続きまして継続でございます。病院事業会計繰出金2億1,285万9,000円、全額一般財源でございます。予算書のページでは52ページとなっております。病院及び各診療所に対する交付税算入分いわゆるルール見込分でございますが1億2,28

5万9,000円、建設改良不採算分のいわゆるルール分以外でございますが9,000万円を計上したところでございます。なお各施設への繰出金につきましては、記載のとりの金額となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 福士保健福祉課長。

○保健福祉課長（福士裕継君） 資料は7ページになります。2目予防費、継続で予防接種業務予算額299万1,000円、全額一般財源でございます。乳幼児、高齢者などに対しまして予防接種法に基づく定期接種及び任意接種を実施するとともに、エキノコックス症検査を行い公衆衛生の向上に努めるものでございます。

次に3目健康づくり事業費、継続で健康づくり事業予算額658万5,000円で、その他財源として健診の自己負担等で220万8,000円、残りが一般財源でございます。町民の健康づくり、健康保持のため各種がん検診、健康診査、健康教室、疾病予防などを実施するものでございます。

○議長（菅原義幸君） 吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 続きまして4目環境衛生費で合併処理浄化槽設置補助金予算額は60万円、補助金額の上限を30万円とし2件を見込んでおります。

次に6目公営温泉浴場管理費で公営温泉浴場管理運営事業予算額1,014万1,000円、瀬棚区やすらぎ館温泉の運営経費でございます。

8ページです。2項清掃費、1目清掃総務費でございます。北部桧山衛生センター組合負担金予算額2億610万3,000円、内訳では、普通負担金として1億9,298万8,000円、算入費用負担金1,311万5,000円を計上しております。

次に2目し尿処理費、し尿等処理業務予算額は1,104万9,000円、し尿収集運搬業務で561万6,000円、下水処理場し尿等処分負担金で466万8,000円を計上しております。

4款衛生費の合計額は5億2,127万8,000円となります。

以上で4款衛生費の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 4款衛生費の質疑を終わります。

説明員の交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時06分

○議長（菅原義幸君） 会議を再開します。

次に5款労働費の説明を求めます。

小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋 司君） 5 款労働費の説明を申し上げます。8 ページ、予算書で言いますと 56 ページになります。5 款労働費、1 項労働費、1 目労働諸費、渡島檜山北部通年雇用促進支援協議会負担金でございます。継続です。事業費 8 万 4, 000 円、全額一般財源です。八雲町、長万部町、今金町、経済団体と連携した協議会活動により季節労働者の雇用確保や就労促進に係る事業を推進するものでございます。

5 款労働費合計は 13 万 7, 000 円でございます。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 5 款労働費の質疑を終わります。

6 款農林水産業費の説明を求めます。

佐藤農務課長。

○農務課長（佐藤英美君） それでは資料の 8 ページになります。予算書では 56 ページ、6 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費で農業委員会費事務局費 545 万 5, 000 円です。農業委員 15 人の報酬 380 万円のほか費用弁償など活動に係る経費であります。

続きまして 3 目農業振興費で経営所得安定対策等推進事業 54 万円です。本制度の推進母体であるせたな町農業再生協議会に対する事務費の補助であります。

続きまして北海道農業次世代人材投資事業 458 万円、国の要件を満たした青年就農者に対し給付金を交付し、就農支援をするものであります。対象者は平成 27 年度に新規就農した 2 件であります。

資料の 9 ページになります。中山間地域等直接支払交付金 5, 120 万 9, 000 円、法律に基づき平成 27 年度から 5 カ年の第 4 期目となる本事業については、対象農用地の面積に応じ交付金を交付するもので、交付金の使途は北檜山、若松、瀬棚の 3 地区の集落協定参加者の合意により決定し活用されております。

続きまして 4 目畜産業費です。新規事業で地域おこし協力隊採用（酪農ヘルパー等支援員）ということで 97 万 4, 000 円、地域おこし協力隊を採用し酪農ヘルパーの人手不足の解消や将来に向けた担い手づくりを図るものでございます。

続きまして町営牧場指定管理業務 500 万円、町営牧場の管理運営に対する指定管理料です。

続きまして北部檜山酪農ヘルパー利用組合事業費補助金 150 万円、利用組合の運営費に対する補助でございます。

続きまして 5 目農地費です。基幹水利施設管理事業 3, 018 万 1, 000 円、真駒内ダムの機能を維持するための施設管理や点検整備に要する経費でございます。

続きまして国営造成施設管理体制整備促進事業 486 万円、土地改良区の管理に係る推進事業と農家賦課金の負担軽減を図る支援事業分であります。

続きまして新規事業で、農地耕作条件改善事業 2, 682 万円、耕作条件の改善を図るため区画整理 4.5 ヘクタール、暗渠排水 3.6 ヘクタールを実施する予定でございます。

続きましては西兜野排水機場設備改修工事 306 万 7, 000 円、西兜野排水機場の蓄電池の

更新を行うものであります。

資料の10ページになります。がんび岱地区農道整備事業1,284万3,000円、今年度で最終年度で防雪柵304メートルを設置する予定でございます。

続きまして農業センター業務運営費829万6,000円、施設の運営管理に係る経費で、主な業務は生産部会や普及センターなどからの要望のある試験栽培、ブロッコリーの育苗などのほか農家後継者を対象とした農業技術研修を関係機関と連携し実施するものであります。

続きまして7目農業施設管理費です。新規事業でふれあいプラザ改修事業1,334万9,000円、老朽化した排煙窓及び多目的ホールの照明器具の改修を行います。

以上で農業費の説明を終わります。

○議長（菅原義幸君） 横川水産林務課長。

○水産林務課長（横川洋二君） 説明資料10ページの続きになります。2項林業費、3目治山施設維持管理費、新規事業で元浦地区小規模治山工事1,392万2,000円、土砂崩壊により住宅などに被害を与える危険性があることから早急に治山事業を施工し、地域住民の生活安定を図るものであります。

4目町有林維持管理費、新規事業で町有林復旧造成工事1,500万円、一昨年8月の台風により被災した丹羽、共和地区の6.6ヘクタールの森林復旧に係る工事であります。

次に町有林複層林造成工事450万円、育成複層林施業の推進を一度に全部伐らず、伐採率50%で、その後に若い木を育て、樹齢や樹種の違う木で構成される複層状態の森林を造ることで、森林のもつ公益的機能を維持するものであります。実施箇所につきましては松岡地区町有林4.29ヘクタールを予定しております。

11ページになります。5目町有林造成費、町有林下刈工事300万円、本年度は北檜山区、大成区において町有林の下刈約51.52ヘクタールを行い、植栽した幼木の成長を促進するものであります。

次に3項水産業費、2目水産業振興費、日本海ニシン栽培漁業定着事業負担金130万円、ニシン資源復興のため檜山管内水産振興対策協議会が行うニシン種苗100万尾放流事業への管内各町の負担金であります。

次に浅海漁業増養殖事業補助金909万1,000円、本事業につきましてはウニの移殖放流に699万8,000円、ウニ種苗移殖に209万3,000円補助するものであります。

次にエゾアワビブランド化推進事業補助金81万円、水産物のブランド化として取り組んでいるエゾアワビについて漁協青年部が潜水により管理してる生育の良好な天然漁場で飼育する種苗に対し一部を助成するのであります。

次に漁業チャレンジ等支援事業補助金500万円、日本海漁業振興緊急対策事業などで実施した先進的な養殖事業などの取組みの定着を促進するため、養殖施設の規模の拡大や付加価値向上対策や定年後就業者への支援を行うのであります。

次に5目水産種苗育成センター運営費、水産種苗育成センター運營業務1,062万1,000円、水産種苗アワビ、ナマコの生産を行い、前浜資源の維持、増大を図るとともに、漁業者の経営安定に向けた種苗供給を行うものであります。内容につきましては、アワビ種苗の育成と供

給、ナマコ種苗生産と供給、貯水槽内部の沈砂吸引、洗浄となっております。

6 款農林水産業費合計、暫定予算額 2 億 7, 281 万 1, 000 円、財源内訳についてですが、国道補助金 8, 080 万 5, 000 円、地方債 1, 280 万円、その他財源 1, 888 万円、一般財源 1 億 6, 032 万 6, 000 円であります。

以上で 6 款農林水産業費の説明を終わります。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

平澤議員。

○9 番（平澤 等君） 暫定予算内容説明資料の 9 ページでございます。畜産業費の中で今回新規で地域おこし協力隊採用で 97 万 4, 000 円、それから継続でその 1 段跳んで下に檜山北部酪農ヘルパー利用組合事業費補助金とございます。これは先ほど財政課長から説明あったように、念のためお聞きしますけれども、これは予算については 3 カ月の暫定予算の範囲内という金額の取り上げ方なんでしょうか。それともこれは 1 カ年間の新年度の 1 年に通じた金額であるのかその辺について内容説明をお願いします。

○議長（菅原義幸君） 稲船係長。

○畜産係長（稲船洋志君） 平澤議員のご質問にお答えいたします。地域おこし協力隊につきましては 3 カ月分の人件費相当額で計上させていただいております。またヘルパー利用組合につきましては、こちらは年度当初に組合財源の確保として概算払いを行っておりますので、そちらの分として年間分の経費を計上させていただいております。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○9 番（平澤 等君） わかりました。それで去年あたりから地域を回って酪農ヘルパーが居ない。なかなか酪農家の方について休みをとることができないという意見が多々聞かれました。今回新規事業で地域おこし協力隊を採用するということで解消されると思うんですが、これについて去年までいろいろなかなかヘルパーが居なくて休みが取れなかったというので、1 名の採用について、ことは希望者に対しては十分確保できるという考えでよろしいんですか。

○議長（菅原義幸君） 稲船係長。

○畜産係長（稲船洋志君） 平澤議員の質問にお答えします。このヘルパーの増員につきましては地域おこし協力隊 1 名、そのほかに組合自体でさらに募集を掛けている状況にございます。現在、専任ヘルパーが 1 名という状況で、あとサブヘルパーで対応しているという流れで、確かに酪農家さんの取りたい時の休みというのがまだなかなか確保できていないというのが現状です。今予算において 1 名の採用ということで、このまま採用された場合は今よりは改善されると、休日確保の部分は今よりは改善されますが、それでもまだ足りないと組合から聞いております。町で地域おこし協力隊 1 名、組合でも独自にもう 1 名、専任 3 人体制になると希望に沿った形でのヘルパー取得が可能になると組合からは聞いております。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 平澤議員。

○9番（平澤 等君） 今詳しい説明ございました。やはりこのヘルパーがいなくて、なかなか思うように休日を取れないというのが現状なんです。そういった点から今回地域おこし協力隊の新事業をすることによって幾分緩和される。しかし今説明ありましたように決して十分ではないという答えであります。この辺については今後の成り行きを見ながら再度、また新たに採用もしくは地域内においてヘルパーになれる方、そういった方を採用した中で、酪農されてる方の要望に答えるように十分対応していただきたいと要望を添えて終わります。

○議長（菅原義幸君） 答弁は。

○9番（平澤 等君） あればください。

○議長（菅原義幸君） 稲船係長。

○畜産係長（稲船洋志君） 平澤議員のおっしゃるとおり、酪農家の休日取得のためにそのような活動、取り組みについて今後とも続けてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 常任委員会でも言わせていただきましたが、地域おこし協力隊制度、この趣旨から行くと国からヘルパー事業の給与の部分は全部来るわけですが、将来はまちで独立した形で永住をしていただきたいと。過疎化の部分でこういう制度があると私は認識していますので、ぜひ先々、本当に独立した形でまちに住んでいただける。だから担当課も含めて例えば住宅の確保とか、そういったことも一体となって前向きな考えで検討していただきたいと思います。改めてご答弁いただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 稲船係長。

○畜産係長（稲船洋志君） 石原議員の質問にお答えします。そのとおり、まさにまちとしてもそういった定住していただくということを前提に地域おこし協力隊に関しては採用をする予定でございます。最大任期3年と考えておりますので、その終了後ヘルパー組合の職員として活動が続けていただくか、酪農家としての担い手という形でシフトしていただくとか、そういった部分でのサポートについても、今まちで進めています担い手対策にリンクさせながら対応していきたいと思っております。住宅等の面につきましても、まちで支援できる限りのことは支援していきたいと考えております。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） ほかの地域おこし協力隊制度も運用するに当たって、今ヘルパー関係のことで話させていただいてますが、基本的な考え今の説明のあったような形で、ぜひ今後も努力していただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 答弁は。

○5番（石原広務君） あれば、重ねてですけど。

○議長（菅原義幸君） 稲船係長。

○畜産係長（稲船洋志君） 言ったとおり同じでございますので、進めさせていただきます。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

大野議員。

○10番（大野一男君） ウニの移殖並びに放流の件で質問させていただきます。11ページです。ふるさと納税の返礼品としても非常に生ウニの需要が高いというのをいろいろ情報として聞きます。絶対需要に今応じきれていないという話を聞くわけですね。せっかく6,000万円くらいの市場があって、そこにきっちり生産者が対応できるだけの動きがあればもっと市場は拡大するんだろーと思います。今回のこのウニの事業について、どの程度そういうことも含めて、漁業者とのいろいろ話合いの中で予算あるいは事業の規模を決めていくんだろーと思うんですが、その辺の今後の見通しやそれから加工することによって付加価値が付くことになりますので、その辺の支援体制等についてどのように協議されているのか、見通しについてお話があればお聞きしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 手塚水産林務課長補佐。

○水産林務課長補佐（手塚清人君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。事業量については各大成から瀬棚までのウニを取り扱っている部会から事業量については聞き取りをさせていただいて、希望に沿った中で設定をさせていただいております。ウニの今後の需要に対して生産高をどう伸ばしていくかという部分ですけれども、そちらについてはウニも獲る時間が決まっていたり、1人当たり獲る量が決まっていたりと漁協独自の資源管理の制約等もあるので資源量を見ながらそういったことをどう変えていくのかという部分も働きかけ等も組合としながら、生産高を伸ばす工夫を今後はしていかなければならないかと思っております。加工に関しましては、現在のはまちの制度としては、漁業チャレンジ支援事業の中に加工に対する予算も設けておりますので、そちらで希望があれば支援をしていくという形になってございます。

○議長（菅原義幸君） 大野議員。

○10番（大野一男君） 資源管理等も含めて使わない漁港をうまく活用した資源管理というのいろいろな事例があって、せたな町でもそういった方向でウニの増養殖事業は進んでいると認識してありますが、そういうことも含めて先ほど言ったふるさと納税の返礼品として非常にウニの需要が高いという市場があるわけですから、こういうものを見据えながらせっかくそういう需要があるということであれば供給のほうでしっかりとそれに対応しながら、なおそういう全国の方々のリクエストに答えられるような漁業形態を作っていただきたいと思いますので、もう一度答弁をお願いします。

○議長（菅原義幸君） 手塚水産課長補佐。

○水産林務課長補佐（手塚清人君） ただいま言われたように漁協と連携をしながら生産高伸びるような取り組みを推進してまいりたいと思います。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

本多議員。

○4番（本多 浩君） 説明書の10ページ、農業センターの業務運営についてお伺いします。実は主な内容の中で、各種の作物の試験栽培及び試験結果の公開ですとか、振興作物ブロッコリー一苗の供給、これらに当たっていただいているんですが、何か施設が不足しているのではないかという意見がございしますが、その施設の不足という話は実際にはどう捉えているんでしょうか。あるのかないのかという観点からもひとつお願いします。

○議長（菅原義幸君） 佐藤農務課長。

○農務課長（佐藤英美君） 担当ではないんですけども去年まで担当していたので、お答えしたいと思います。今年度確かに育苗の本数が多いという話を聞いております。今年度に関しては、中の方でうまくほかのところも使いながらうまく要望に合った苗を作っていくという話は聞いております。ただこれ以上多くなるようであれば、なんかかんか考えなければいけないんだろうと思っております。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 本多議員。

○4番（本多 浩君） 年度途中で施設を増やしていただきたいということが、もし緊急の事態が生じましたら建てる建てないは別にして、それに生産者、利用者に迷惑を掛けたくないような対応をぜひお願いしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 佐藤農務課長。

○農務課長（佐藤英美君） なるべく迷惑をかけないように対応を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） なければ6款農林水産業費の質疑を終わります。

説明員の交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時31分

○議長（菅原義幸君） 会議を再開します。

7款商工費の説明を求めます。

小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋 司君） それでは商工費の説明を申し上げます。資料12ページ、予算書は68ページからになります。7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、継続事業でございます。商工会補助金500万円、全額一般財源でございます。商工会の適正な運営による商工業の振興を図るとともに、経営改善普及事業等による会員の経営安定、負担軽減を図るものでございます。

2目観光振興費、継続でございます。地域おこし協力隊53万6,000円、全額一般財源です。観光協会を中心とした官民協働の新たな地域観光の推進と特産品全般の取組推進を図るものでございます。

同じく継続費、レンタカー利用者宿泊推進事業216万円、全額一般財源です。レンタカーを利用してせたな町へ訪れ、町内の宿泊施設に宿泊する観光客に対し町内各事業所等で使用できる商品券を交付するのであります。

同じく継続費、観光協会補助金400万円、全額一般財源です。観光協会の体制を強化し、町

内の観光産業の地盤づくりを進め観光産業の振興を図るものでございます。

続きまして同じく、イベント事業補助金 5 5 5 万円、全額一般財源です。せたな漁火まつり、水仙まつり、わっためがして大成、太田観光イベントの 4 事業へ補助するものであります。

続きまして 3 目観光施設管理費、観光施設及び各種公園等維持管理業務でございます。継続です。2, 6 5 9 万 6, 0 0 0 円、財源内訳のその他財源はパークゴルフ場などの使用料です。残りの 2, 5 5 6 万 4, 0 0 0 円は一般財源です。観光施設及び各種公園等の適切な管理運営を図るものでございます。

1 3 ページをお願いします。継続事業で湯とぴあ臼別管理運営事業 3 9 万 7, 0 0 0 円その他財源の 5 万 1, 0 0 0 円は清掃協力金です。残りの 3 4 万 6, 0 0 0 円は一般財源です。湯とぴあ臼別の適切な管理運営を図るものでございます。

同じく継続事業で、道の駅てっくいランド管理運営事業 3 4 3 万 6, 0 0 0 円、全額一般財源です。道の駅てっくいランド大成の適切な管理運営を図るため、観光協会に管理業務を委託するものでございます。

同じく継続事業、青少年旅行村運営事業 4 0 2 万 1, 0 0 0 円、その他財源の 3 1 万 2, 0 0 0 円は、旅行村の使用料でございます。残り 3 7 0 万 9, 0 0 0 円が一般財源です。瀬棚青少年旅行村の適切な管理運営を図るものでございます。

4 目国民宿舎あわび山荘管理費、すいませんここで訂正をお願いいたします。内容欄の後ろにあります並びに備品購入を削除をお願いいたします。継続事業で国民宿舎あわび山荘管理運営事業 1, 6 0 0 万円、全額一般財源です。大成国民宿舎あわび山荘の適切な管理運営を図るための指定管理料です。

続きまして 5 目温泉ホテルきたひやま管理費、継続事業で温泉ホテルきたひやま管理運営事業予算額 1, 3 0 0 万円、全額一般財源です。すいませんこの欄でも最後の並びに改修工事削除よろしくをお願いします。温泉ホテルきたひやまの適切な管理運営を図るための指定管理料でございます。

7 款商工費合計で 8, 8 6 4 万 2, 0 0 0 円でございます。

以上で商工費の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○5 番（石原広務君） 説明資料の 1 3 ページ、国民宿舎あわび山荘管理運営事業の指定管理料ですが、今回 3 0 0 万円アップ増額した分には私は非常に評価をしたいと思います。この 3 0 0 万アップの積算根拠という理由なのか等々を教えてくださいと思います。

○議長（菅原義幸君） 松原商工労働観光係長。

○商工労働観光係長（松原孝樹君） 石原議員のご質問にお答えいたします。指定管理料の積算につきましては、国民宿舎あわび山荘から提出されます予算資料を基に担当課で最終的な管理費用に対する積算をしまして基準額を決定する流れになっております。今回 2 9 年度では当初予算で宿泊人数 6, 0 0 0 人を見込んでいたところ 5, 7 0 0 人になる見込みということで、宿泊者

人数及び日帰り入浴者数が減少している状況にあるということで、その実情に合わせますと約600万円の減額になるということで、その差額で300万の減収になりますという試算でございました。このような状況の経過の中で11月17日付けで貝取潤温泉公社から増額に関する要望の提出がありましたので、この300万円増額の内容につきましては宿泊者数及び入浴者数の減少による増額という内容になってございます。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 何度かに渡って一般質問をさせていただいてますが、町長の基本的な考え、また別な機会で聞かせていただけますけど、あわび山荘は廃止という基本的な考えは、まだ白紙撤回されていないんです。その中で見込みで300万円要望からアップしていただいたということですが、指定管理料の制度そのものの認識もまだどう答えるかわかりませんが、廃止の考えは白紙撤回してない。基本的に指定管理料はこれ以上出さないという考えもここに来て理由はともあれ、ある程度山荘の運営経費、数字だけはこれに近いものになりました。今回300万アップ、金額だけは評価しますが廃止の考え、あるいは指定管理料これ以上増やさないという考えを認識を改めていただいたものか。あるいは公社側と協議した上で要望に答えただけなのか。その辺町長お答えいただきたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。あわび山荘の指定管理料について評価をいただきまして、本当にありがとうございます。

山荘につきましては、廃止するのかもしれないのかという質問でございましたが、これはまちとしては、今の施設利用していただきながら継続をしてみたいと思っております。ただまちは自ら施設を運営するということではできませんので、これにつきましては指定管理者との話し合いなどによりまして、できる限り継続をしてみたいという考えでございます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） また別な機会でその辺聞かせていただきますが、一銭も増やさないと言っていたところに今回300万アップしていただきました。確かに評価はしました。でも山荘側の積算根拠、要望にはまだ遠いのかと。というのは、町長の赤字補てんという認識、そこもきちんと今後変えていただきたくて今質問させていただいているんですけど、今後協議もまだするんですよ。でその協議内容も含めて、またはっきりしていないんですけども、もし前回、以前に議会に出した廃止の考え、そこももし白紙撤回するのであればきちんとした形で議会に提示をしていただきたいと思います。前向きな形で今後も公社側と協議をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（菅原義幸君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 前向きに公社側と引き続き相談をさせていただきます。

○議長（菅原義幸君） 石原議員。

○5番（石原広務君） 山荘側にしてみれば維持管理する上で賃借料なり本当にこれは維持する上でほしいんだという声も以前から聞いてます。そこも含めて本当に今のような前向きにどのよ

うに考えるのか。また違う機会で聞かせていただきますけど、そのような方向でぜひお願いしたいと思います。

○議長（菅原義幸君） 答弁はよろしいですね。

○５番（石原広務君） はい、いません。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） ７款商工費の質疑を終わります。

説明員の交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 １時４２分

再開 午後 １時４３分

○議長（菅原義幸君） 会議を再開いたします。

８款土木費の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは説明資料の１４ページでございます。暫定予算書その１につきましては７１ページから７６ページでございます。８款土木費、２項道路橋梁費、１目道路維持費で継続でございます。町道等除雪業務予算額１億４、２４８万円、全額一般財源でございます。町道及び公共施設の除雪業務でございます。各区の内訳については記載のとおりでございます。なおここで補足説明させていただきますが、この除雪業務と２目の地方道改修事業費、これは国の社会資本整備総合交付金の対象となっております。それでこの予算書を交付申請時、４月の末になりますが付けなければならないものですから、これは発注時期に係わらず今回予算を計上させていただいておりますことを申し添えます。

次に継続です。流雪溝施設維持管理事業予算額３、１８０万１、０００円、全額一般財源でございます。流雪溝に係わる維持管理費でございます。これにつきましても例年国道支出金を見込んでおりますが、これにつきましても年度終わりの精算となりますことから、国道、道道、町道等の設置延長の比率でそれぞれの負担をここには記載してございません。

次に新規です。町道寿町３号線外舗装補修工事予算額２００万円、全額一般財源です。町道舗装の適切な補修を行い、将来にわたり安全安心な道路網を確保するため、記載の２路線のオーバーレイ、面積８１０平米を施工するものです。

次に新規です。町道豊岡鍋坂線支線２号線流末側溝蓋敷設工事予算額６５万円、全額一般財源です。流末側溝内への転落防止対策としてコンクリート蓋敷設工、延長３５メートルを施工するものです。

次に２目地方道改修事業費継続です。橋梁個別施設計画策定業務１、２００万円、全額一般財源です。町道１２５橋の点検を平成２９年度までにすべて完了したことから、この結果を基に個別の修繕計画を策定するものです。

次に継続です。第二砥歌川橋補修工事８００万円、財源内訳ですが地方債が３３０万円、残り

一般財源です。橋梁の長寿命化修繕計画を基に橋梁の長寿命化を図り、維持管理費の縮減を図るものでございます。延長13.5メートル、幅員4メートルの橋梁補修工事でございます。

次に継続です。道路照明建替工事予算額1,600万円、全額一般財源でございます。道路ストック総合点検を行なった結果により道路の付属物修繕計画に基づき、計画的に補修を進めるものでございます。内容といたしましては6路線において12基を建替えるものでございます。

次に継続でございます。町道公園通3号線・4号線改良舗装工事予算額2,100万円、全額一般財源です。現在砂利道である道路の改良を実施し、環境整備を図るものでございます。なお全体延長約300メートル、事業期間3年計画の2年次目であり今年度は延長100メートルを施工するものであります。

○議長（菅原義幸君） 横川水産林務課長。

○水産林務課長（横川洋二君） 次に15ページになります。4項港湾費、1目港湾管理費、瀬棚沿岸壁防舷材取替工事572万4,000円、財源内訳につきましては、その他財源82万2,000円、残りの490万2,000円が一般財源です。瀬棚港マイナス7.5メートル岸壁北側の防舷材の劣化が著しいことから取替工事を実施し、利用船の損傷を防ぐとともに、離着岸の安全を図るものであります。今年度は3基の取替を予定しております。

次に2目港湾建設費、瀬棚港修築事業負担金4,950万円、全額過疎債を予定しております。東外防波堤の延伸工事に係るものであります。

8款土木費合計暫定予算額3億9,962万1,000円、財源内訳についてですが国道補助金が1,000円、地方債5,280万円、その他財源970万6,000円、一般財源3億3,711万4,000円であります。

以上で8款土木費の説明を終わります。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

細川議員。

○1番（細川伸男君） 説明資料の15ページの瀬棚港の負担金ですけども、これはこの負担金というのは、今後この防波堤がだいたいどのくらいまで掛かっていくのか。かなりの負担金を出していかなければならないと思いますが、アバウトで結構でございますので後ろの期間どのくらいまで目安として掛かるか、その辺教えていただけませんか。

○議長（菅原義幸君） 油谷産業係長。

○産業係長（油谷好彦君） 細川議員の質問にお答えします。現在進められている東外防波堤の延伸工事につきましては、平成39年度完成予定となっております。現状につきましては、近年、港湾整備の予算自体が大変厳しく、年間で事業費として6,000万円程度で推移しておりますが、あくまでもまちの要求としては3億3,000万円の事業費に対する負担金4,950万円それで進めていった場合に平成39年度に完成する予定ということになっております。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） なければ8款土木費の質疑を終わります。
ただいまから2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時00分

○議長（菅原義幸君） 会議を再開いたします。

9款消防費の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 9款消防費について説明させていただきます。暫定予算書その1では77、78ページでございます。9款消防費、1項消防費、1目消防費、継続でございます。檜山広域行政組合消防費負担金予算額4億2,855万4,000円、地方債3,070万円、一般財源3億9,785万4,000円です。内容といたしましては檜山広域行政組合消防費負担金といたしまして4億2,855万4,000円でございます。内訳については記載のとおりでございます。

次に3目防災行政無線管理費、新規でございます。全国瞬時警報システム新型受信機更新業務でございます。予算額252万8,000円、財源内訳です。地方債250万円、一般財源2万8,000円でございます。内容といたしましては、現在設置の受信機が平成31年度から全国瞬時警報システム、通称Jアラートを受信できなくなることから新型受信機に更新するものでございます。

次に防災行政無線デジタル化整備事業実施設計業務予算額1,320万円、全額地方債でございます。内容といたしましては、現在運用しているアナログ防災行政無線が平成34年11月で使用できなくなることからデジタル化に移行するための実施設計業務を行うものでございます。

9款消防費合計で4億5,015万円でございます。

以上で説明を終わります。

審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

細川議員。

○1番（細川伸男君） 質疑というよりも、防災無線なんだけれども、流れるのは別に全然問題ないんだけど、話が終わってからちょっとの間プップップというのが入っているんだけど、あれはなんとか消す方法とかないんですか。

○議長（菅原義幸君） 原総務課長。

○総務課長（原 進君） 今、細川議員おっしゃっているのは雑音のことでしょうか。マイクから入る、終わったあとのですか。どうなんでしょう。実際個々にいろいろな形で町民の方から苦情を受ける場合もあるんですけども、今言われたようなことは言われたことないですけども、ちょっとそれについて、今、係長に聞きましたら電池切れの恐れもありますとのこと。個別受信機の電池切れの可能性もある場合もあるということなので、ちょっと確認させてください。

以上です。

○議長（菅原義幸君） 細川議員。

○1番（細川伸男君） 中に入ってる電池が、要するにコンセントに挿してますよね。挿しているものだから私達は電池というよりも、何か停電になったときのための電池であってコンセントに入ってる場合には今言ったような電池が無くなれば声も入ってこないというような感覚しかないものですから、だから電池がもし切れた場合に音声が終わった後に音が出る部分については、せっかく今ここで新しくそういうものを入れるということですから、そういう部分がなくなるようなシステムのものになってくれればいいと思って質問したところでございます。

○議長（菅原義幸君） 原総務課長。

○総務課長（原 進君） 恐らく電池がまったく切れるのではなくて、そろそろ切れますというお知らせだと思います。それでないと停電時に聞こえない可能性もありますので、だからその個別受信機うちの担当で見させてもらいますので、そういうことでご理解願います。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 9款消防費の質疑を終わります。

10款教育費の説明を求めます。

教育委員会杉村事務局。

○教育委員会事務局長（杉村 彰君） それでは10款教育費について説明させていただきます。説明資料は15ページから、予算書については79ページからとなります。10款1項教育総務費、2目の事務局費から順にご説明いたします。指導主事報酬51万円は学校教育や学校経営における諸課題などに対する指導助言を行う指導主事を配置するものでございます。外国語指導助手報酬AL T 99万円は、中学生の英語教育及び小学生の外国語活動の充実を図るため、AL Tを配置し小中学校へ派遣するものでございます。

非常勤講師賃金J－AL T 64万8,000円は、小学校における英語教育の充実を図るため、町単独で英語の教員免許資格者を採用し小学校へ派遣するものでございます。

続いて特別支援教育支援員等賃金968万円は、学校における学習や発達などにつまずきのある子どもに対し、学習を支援するための支援員等を当該校に配置するものでございます。

続いて檜山北高通学費補助金30万8,000円は、瀬棚区海岸方面と大成区から檜山北高校へ通学する生徒のバス通学費の負担軽減を図るものでございます。

説明資料16ページになります。3目教職員研修費、研修会等補助金153万9,000円は、教職員の資質等の向上を図るために、へき地複式教育研究会、学校教育研究会、特別支援学級教育研究会に対する研修費などを支援するものでございます。

4目教員住宅管理費、新規事業でございます。教員住宅改修工事955万8,000円は、児童生徒の外国語活動の充実を図るため、外国語指導助手AL Tを1名増員することから住宅を確保するために現在老朽化により空き家になっている北檜山区の教員住宅1戸を改修するものでございます。

2項小学校費、1目学校管理費、スクールバス運行業務394万2,000円、続いてスクー

ルハイヤー使用料 396 万円は、児童の遠距離通学を確保するためのものでもあります。なおスクールバス運行業務では、昨年度まで中学校費で計上しておりました瀬棚区大里方面の運行分について児童数の関係から本年度より小学校費で計上させていただいております。

2 目教育振興費、要保護及び準要保護児童就学援助費 225 万 2,000 円は、経済的支援を必要とする世帯に対する学用品等を支援するものでもあります。

続いて 3 項中学校費、1 目学校管理費、スクールバス運行業務 500 万円、続いてスクールハイヤー使用料 632 万円は生徒の遠距離通学を確保するためのものでもあります。

2 目教育振興費、新規事業でもあります。ICT 機器導入事業 3,998 万 3,000 円は、各学校において使用できなくなっているパソコンの増加や学校のすべてのパソコンサポートが平成 32 年 1 月に終了するため、今年度においては各中学校のパソコン教室のパソコンの更新やグループ学習等において、効果的なタブレットを導入し ICT 教育の推進を図るものでもあります。

続いて中学校活動事業補助金 563 万 3,000 円は、中学校における中体連事業や文化事業に参加する参加経費を補助するものでもあります。

続いて要保護及び準要保護生徒就学援助費 348 万 3,000 円は、経済的支援を必要とする世帯に対する学用品等を支援するものでもあります。

説明資料 17 ページになります。学校施設整備費、学校施設整備事業 1,309 万 2,000 円は、緊急度の高い、今年度においては瀬棚中学校において水漏れを起こしている屋内消火栓配管改修工事、水道管の劣化亀裂により漏水している敷地内の水道管改修工事、老朽化により音声流れないなど不具合がある校内放送設備改修工事、生徒のトイレの洋式化改修工事を実施し生徒の安全確保、学校生活の環境整備を図るものでもあります。

続いて社会教育費に入ります。4 項社会教育費、1 目社会教育総務費、生涯学習講座等講師謝礼 24 万 6,000 円は、地域課題解決や学習ニーズに対応した学習機会の提供を図るため、各種講座等の事業を実施するものでもあります。

社会教育団体補助金 452 万円は、文化協会、PTA 連合会、子ども育成会連絡協議会、郷土芸能団体連絡協議会、国際交流推進協議会、新たに発足する芸術鑑賞事業実行委員会に対し、事業費を支援するものでもあります。

3 目図書館費、学校図書室支援員賃金 15 万 4,000 円は、学校図書室の充実と各図書施設との連携により児童生徒の読書活動の促進を図るため、支援員を 1 名派遣するものでもあります。

5 目社会教育施設、生涯学習センター整備事業 2,870 万 4,000 円は、旧瀬棚商業高等学校を再利用した生涯学習センターを平成 30 年 10 月 1 日にオープンする予定ですので、展示物の移動や必要な備品等の整備を行うものでもあります。

説明資料 18 ページになります。5 項保健体育費、1 目保健体育総務費の全道全国大会参加奨励補助金 100 万円は、全道全国大会の出場に対する参加経費を支援するものでもあります。

続いて社会体育団体補助金 382 万 5,000 円は、体育協会、スポーツ少年団連絡協議会、スポーツ合宿招聘事業、スポーツフェスタ実行委員会、B & G 瀬棚海洋クラブに対し事業費を支援するものでもあります。

続いて 2 目体育施設管理費、体育施設整備事業 384 万 8,000 円は、B & G 艇庫の救助艇

として使用している水上バイクの水漏れの修繕及び大成町民プールの濾過に係わるパイプ全体が老朽化しているために改修工事を行い、利用者の安全と利便性を図るものでございます。

以上、教育費の合計につきましては2億5,433万5,000円となります。

以上で説明をおります。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明は終わりました。質疑を許します。

梶田議員。

○6番（梶田道廣君） 説明資料の15ページの檜山北高通学費補助金について、ちょっと私の認識がないものでお尋ねします。先ほど2ページの中で檜山北高への定期券運賃2分の1以内の補助というのがありました。これとの関係を教えていただきたいんですが。

○議長（菅原義幸君） 沼口教育委員会事務局次長。

○教育委員会事務局次長（沼口英樹君） 檜山北高通学費補助金と通学定期の関係ということでございますけども、まちづくり推進課で実施しております通学費定期運賃補助金、こちらにつきましてはバス定期賃の2分の1を補助いたします。その2分の1が負担ということになるんですけども、その2分の1で残った負担が北檜山区新成地区からのバス賃を超えた場合、その超えた分について補助するというのがこちらの教育委員会の檜山北高通学費補助金となります。

○議長（菅原義幸君） 梶田議員。

○6番（梶田道廣君） 新成からの交通費で超えた分とおっしゃりましたけれども、これは30万8,000円というのは、3カ月分と認識してよろしいのでしょうか。それとも1年分でしょうか。

○議長（菅原義幸君） 沼口次長。

○教育委員会事務局次長（沼口英樹君） これは3カ月分になります。

○議長（菅原義幸君） ほかにございませんか。ございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 10款教育費の質疑を終わります。

次に11款公債費の説明を求めます。

西村財政課長。

○財政課長（西村晋悟君） それでは11款1項共に公債費でございますが予算書では92ページとなります。公債費50万円でございます。一時借入金の利子でございます。その他財源につきましては、町営住宅の使用料を充当しているものでございます。

以上で公債費の説明を終わります。

○議長（菅原義幸君） 説明は終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 11款公債費の質疑を終わります。

次に12款職員給与費の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） 19ページでございます。12款職員給与費、1項1目共に職員給

与費でございます。継続で予算額3億2,749万4,000円、全額一般財源でございます。
内訳といたしましては特別職3人、一般職147人分の職員給与となっております。

以上で説明終了です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 12款職員給与費の質疑を終わります。

次に13款予備費の説明を求めます。

西村財政課長。

○財政課長（西村晋悟君） それでは13款1項1目共に予備費でございます。予算書では93ページとなります。予備費300万円を計上しているものでございます。全額一般財源でございます。

13款予備費合計同額の300万円でございます。

以上、1款議会費から13款予備費まで平成30年度の一般会計暫定予算総額につきましては、39億円9,147万8,000円となった次第でございます。財源内訳につきましては記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 13款予備費の質疑を終わります。

説明員の交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時22分

○議長（菅原義幸君） 会議を再開いたします。

次に歳入1款町税から10款交通安全対策特別交付金までの説明を求めます。

樋口税務課長。

○税務課長（樋口 靖君） それでは予算書10ページをお開きいただきたいと存じます。1款町税、1項町民税、1目個人分で本年度予算額は4,129万円でございます。次に2目法人分で本年度予算額は1,806万円でございます。これは昨年4月から6月までの収納実績を踏まえて積算しているところでございます。

続きまして2項固定資産税でございます。1目固定資産は本年度予算額1億604万円でございます。同じく昨年4月から6月までの収納実績を踏まえて積算してございます。次に2目国有資産等所在市町村交付金で本年度予算額は559万4,000円でございます。これは北海道森林管理局ほか3件の交付金で全額収納を見込んでございます。

続きまして3項軽自動車税、1目軽自動車税で本年度予算額1,985万2,000円でございます。昨年4月から6月までの収納実績を踏まえて積算してございます。

予算書は11ページでございます。4項町たばこ税、1目町たばこ税は本年度予算額1,000万でございます。同じく昨年の収納実績を踏まえて積算しております。

次に5項入湯税、1目入湯税は本年度予算額が50万円でございます。同じくは昨年の収納実績を踏まえて積算しているところでございます。

税関係は以上でございます。

○議長（菅原義幸君） 西村財政課長。

○財政課長（西村晋悟君） 続きまして2款地方譲与税から13ページの8款地方特例交付金につきましては平成30年度の地方財政計画で示されました伸び率や平成29年度の交付額などを勘案し積算した額のうち、暫定期間内に歳入が見込まれる額を計上した次第でございます。

次に9款1項1目地方交付税でございます。議案書の13ページになります。地方交付税22億598万7,000円を計上いたしております。地方財政計画で示された地方交付税の伸び率や平成28年度から始まっている合併算定替による縮減などを踏まえた積算の額のうち暫定期間内に歳入が見込まれる額を計上した次第でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 歳入1款から10款までの質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 歳入1款から10款までの質疑を終わります。

11款分担金及び負担金から20款町債までの説明を求めます。

西村財政課長。

○財政課長（西村晋悟君） それでは議案書の13ページから14ページにかけまして11款ですが、分担金及び負担金、1項負担金につきましては、主なものといたしましては1目の民生費負担金、1節社会福祉費負担金で老人ホーム入所措置費負担金2,424万9,000円となっております。

次に2節児童福祉費負担金の常設保育料と認定こども園の保育料につきましては、それぞれ記載のとおりでございますが、昨年同様の保育料をご負担いただくことで積算しているものでございます。次に2目農林水産業費負担金、1節農業費負担金では農地耕作条件改善事業受益者負担金1,353万5,000円などとなっております。

次に12款使用料及び手数料、1項使用料でございます。主なものといたしましては14ページになりますが、3目衛生使用料、3節公営温泉浴場使用料で269万4,000円となっております。

次に15ページをご覧ください。6目土木使用料、2節道路使用料、道路占用料で353万3,000円でございます。

次に16ページをご覧ください。7節住宅使用料、町営住宅使用料で2,129万6,000円でございます。

続きまして17ページでございます。2項手数料の主なものといたしましては、2目衛生手数料、1節保健衛生手数料、し尿等処理手数料といたしまして721万4,000円でございます。

次に13款国庫支出金、1項国庫負担金の主なものといたしましては、1目民生費国庫負担金、2節児童手当国庫負担金の児童手当負担金1,524万円でございます。

次に14款でございます。議案書の18ページになります。14款道支出金、1項道負担金の主なものといたしましては、1目民生費道負担金、1節社会福祉費負担金の障害福祉サービス等給付費負担金1,813万円でございます。

次に2項道補助金でございます。主なものは2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金で老人福祉施設等整備事業費補助金1億3,003万3,000円となっておりますが、これにつきましては瀬棚養護老人ホーム三杉荘改築に対する補助金でございます。次に4目農林水産業費道補助金、1節農業費補助金では中山間地域等直接支払交付金3,840万6,000円、基幹水利施設管理事業補助金1,714万2,000円などとなっております。

次に20ページでございます。3項委託金でございますが、主なものといたしましては、1目総務費委託金、2節徴税費委託金で道民税徴収委託金130万円となっております。

次に15款財産収入、1項財産運用収入の主なものにつきましては1目財産貸付収入、2節建物貸付収入で公宅料334万8,000円、それから4節の物品貸付収入では光ファイバーケーブル等貸付料312万9,000円となっております。

次に21ページでございますが、2目1節共に利子及び配当金、地域振興基金運用収入で450万円でございます。

続きまして16款1項共に寄附金、1目ふるさと応援寄附金では7,764万円を計上してございます。

続きまして22ページに移ります。18款1項1目共に繰越金でございます。前年度繰越金300万円を計上しております。

続きまして19款ですが24ページに移ります。19款諸収入、5項雑入でございます。主なものといたしましては3節の衛生費雑入で各種検診個人負担金220万8,000円、それから8節の教育費雑入で学校給食費納付金898万1,000円などがございます。

続きまして20款1項共に町債でございます。1目総務債では臨時財政対策債や町有施設等解体事業に係る借入れ、2目の民生債では瀬棚養護老人ホーム三杉荘改築事業に係る借入れ、3目農林水産業債ではがんび岱地区農道整備事業などに係る借入れ、4目土木債では道路橋梁事業や港湾整備事業に係る借入れ、5目消防債では消防事業及び防災事業に係る借入れ、6目合併特例債では本庁舎長寿命化改修事業に係る借入れにつきまして見込んでおりまして、合わせて10件、総額では10億4,270万円を計上いたしました次第でございます。なお予算書の6ページには、第2表の地方債について載せてございますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で歳入の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 11款から20款までの質疑を許します。ありませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 歳入 11 款から 20 款までの質疑を終わります。

ここで再度一般会計歳入歳出全款の質疑を許します。ございませんか。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） これをもって一般会計歳入歳出全款の質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

説明員の交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 35 分

再開 午後 2 時 50 分

○議長（菅原義幸君） 会議を再開いたします。

◎日程第 21 議案第 39 号

○議長（菅原義幸君）

日程第 21、議案第 39 号平成 30 年度せたな町国民健康保険事業特別会計暫定予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 予算案概要説明資料は 4 ページとなります。平成 30 年度せたな町国民健康保険事業特別会計暫定予算案についてご説明申し上げます。平成 30 年度から北海道が国保財政の主体となり市町村と共同で運営していく新たな体制となりますが、会計予算に係わってこれまでと多く変わる点は次の 2 点となります。まず 1 点目は医療費等の保険給付費については全額北海道が負担します。2 点目はまちは北海道から示された金額を保険税や一般会計繰入金などを財源に納付金として北海道へ支払うこととなります。この会計システムの基本として歳入歳出予算は構成されております。それでは暫定予算案をご覧ください。歳入歳出については、それぞれ 3 カ月分を見込んでおります。

右側歳出からご説明いたします。歳出の予算総額は 2 億 9,225 万 8,000 円、1 款総務費 1,314 万 7,000 円、人件費や町税等に係わる経費でございます。

2 款保健給付費 2 億 7,493 万 9,000 円、療養給付費や高額医療旅費などの保険者負担

分で全額北海道が負担することになります。

５款保健事業費２１７万２，０００円、特定健診や各種がん検診などに係わる経費でございます。

８款諸支出金１００万円、保険税還付金などを予算計上したものでございます。

次に歳入についてですが左側１款、国民健康保険税では５１６万２，０００円、まちから北海道に納める国民健康保険事業費納付金の主たる財源となります。平成３０年度は新たな体制などの初年度となることから北海道から示されました納付金の額や標準保険税率等を勘案し、税額を決定しております。一般被保険者分で５１５万６，０００円、退職被保険者等で６，０００円を見込み予算計上しております。

続きまして３款道支出金で２億７，４９３万９，０００円、全額道補助金で主なものは、保険給付費等交付金、普通交付金で、これが歳出の２款保険給付費２億７，４９３万９，０００円を賄う財源となります。

５款繰入金では１，３７０万７，０００円で、人件費等に係わる一般会計繰入金の法定分を計上しております。

以上、歳入の予算総額は２億９，３９８万６，０００円となります。

説明は以上です。

よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２２ 議案第４０号

○議長（菅原義幸君） 日程第２２、議案第４０号平成３０年度せたな町後期高齢者医療特別会計暫定予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

吉崎町民児童課長。

○町民児童課長（吉崎照人君） 資料は５ページとなります。平成３０年度せたな町後期高齢者医療特別会計暫定予算案についてご説明申し上げます。歳入歳出予算額はそれぞれ３カ月分を計

上しております。右側歳出からご説明いたします。1款総務費では89万7,000円を計上しております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金で1,247万6,000円、平成29年度実績数値を基に試算した額を計上しております。

4款諸支出金10万2,000円、保険料還付金等でございます。

歳出合計は1,357万5,000円です。

次に歳入は左側となります。1款後期高齢者医療保険料では広域連合が過去3カ年の収納実績を基に試算した926万7,000円を予算計上しております。

3款繰入金では390万3,000円で広域連合への事務費負担金に対しての一般会計からの繰入れでございます。

4款繰越金で前年度繰越金3万円を計上しております。

歳入合計は1,320万4,000円を計上いたしました。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

説明員の交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 2時59分

○議長（菅原義幸君） 会議を再開します。

◎日程第23 議案第41号

○議長（菅原義幸君） 日程第23、議案41号平成30年度せたな町介護保険事業特別会計暫定予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

富士保健福祉課長。

○保健福祉課長（富士裕継君） 資料６ページになります。歳出から主なものについてご説明をさせていただきます。１款総務費予算額９８７万７，０００円、一般管理費７７３万８，０００円で、内容は人件費のほか介護保険システムの更改業務など、またそのほか認定調査費などに要する経費を計上したところでございます。

２款保険給付費につきましては、これまでの実績をもとに２億１，７８１万円を見込んだところでございます。主なものとしたしましては介護サービス給付費１億８，６７８万円、介護予防サービス給付費では５９４万円で、そのほか主なものとして利用者負担が高額になったとき支給となります高額介護サービス費、低所得者への補足給付となります。特定入所者介護サービス費となつてございます。

３款地域支援事業費予算額２，６９８万２，０００円、要支援者への訪問、通所サービス費として介護予防・日常生活支援サービス事業費６３８万７，０００円、包括職員の人件費、事務費等に係る包括的支援事業費合わせまして１，４７６万１，０００円のほか、転倒予防、配食サービスなどの一般介護予防事業費合わせて４４６万１，０００円、除雪サービスなどの任意事業費合わせて１０９万７，０００円を計上したところでございます。

次に歳入でございますが、１款保険料から９款諸収入までそれぞれ所要の金額を措置いたしまして、歳入歳出の総額を２億５，４８１万９，０００円としたものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２４ 議案第４２号

○議長（菅原義幸君） 日程第２４、議案第４２号平成３０年度せたな町介護サービス事業特別会計暫定予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

富士保健福祉課長。

○保健福祉課長（富士裕継君） 資料は7ページでございます。はじめに歳出より主なものについてご説明をいたします。1款サービス事業費予算額1,699万4,000円で瀬棚デイサービスセンターの業務委託等に係る事業費999万円、瀬棚高齢者グループホームあさなぎ管理費は指定管理料などで31万3,000円、介護予防支援事業費293万3,000円、居宅介護支援事業所に係る事業費375万8,000円は、これは主に人件費となっているところでございます。

歳入でございますが、通所介護サービス事業収入などサービス事業収入及び一般会計からの繰入金などによりまして、歳入歳出の総額を1,699万4,000円としたところでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

説明員の交代のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時06分

○議長（菅原義幸君） 会議を再開します。

◎日程第25 議案第43号

○議長（菅原義幸君） 日程第25、議案第43号平成30年度せたな町簡易水道事業特別会計暫定予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは説明資料の8ページでございます。平成30年度せたな町簡易水道事業特別会計暫定予算案でございます。右側の歳出からご説明いたします。1款事業費用、本年度6,861万5,000円でございます。内容といたしましては営業費用6,8

61万円、うち総務費2,593万4,000円、維持管理費4,267万6,000円でございます。

次に営業外費用といたしまして5,000円、うち支払利息5,000円でございます。

続きまして2款資本的支出、本年度予算額3,900万円、内容でございますが建設改良費として3,900万円、うち施設改良費500万円、次に簡易水道事業費3,400万円でございます。

続きまして3款予備費です。予備費として50万円、歳出合計につきましては1億811万5,000円でございます。

次に左側の歳入でございます。1款事業収入、本年度6,908万5,000円、内容といたしましては営業収入で3,410万4,000円、うち水道使用料3,410万3,000円、その他営業収入1,000円でございます。

次に営業外収入といたしまして3,498万1,000円、うち他会計繰入金として3,495万1,000円、貸付金元利収入として3万円でございます。

続きまして2款資本的収入でございます。本年度3,903万1,000円です。内容といたしましては他会計出資金1,500万円、繰越金3万円、諸収入1,000円、町債2,400万円でございます。

歳入合計につきましては1億811万6,000円でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 議案第44号

○議長（菅原義幸君） 日程第26、議案第44号平成30年度せたな町営農用水道等事業特別会計暫定予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは９ページでございます。平成３０年度せたな町営農用水道等事業特別会計暫定予算案についてご説明いたします。右側歳出から説明いたします。１款事業費用、本年度５１０万５，０００円、内容といたしまして営業費用５１０万５，０００円、うち総務費５万９，０００円、維持管理費として５０４万６，０００円でございます。

続きまして２款資本的支出でございます。本年度１０５万円でございます。内容といたしましては建設改良費１０５万円、施設改良費でございます。

続きまして３款予備費２０万円でございます。歳出合計につきましては６３５万５，０００円でございます。

次に左側の歳入でございます。１款事業収入といたしまして本年度５２８万５，０００円、内容といたしまして営業収入２４０万８，０００円、水道使用料でございます。次に営業外収入といたしまして２８７万７，０００円、他会計負担金でございます。

続きまして２款資本的収入でございます。本年度１０７万円、内容といたしまして他会計補助金１０３万９，０００円、一般会計補助金でございます。

次に繰越金３万円、諸収入として１，０００円、歳入合計といたしまして６３５万５，０００円でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第２７ 議案第４５号

○議長（菅原義幸君） 日程第２７、議案第４５号平成３０年度せたな町公共下水道事業特別会計暫定予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） 資料の１０ページ目でございます。平成３０年度せたな町公共下水道事業特別会計暫定予算案についてご説明いたします。右側の歳出より説明いたします。１

款事業費用、本年度3,909万5,000円でございます。内容といたしましては営業費用が3,904万5,000円、うち総務費として82万4,000円、管渠費として915万6,000円、処理場費として2,906万5,000円。次に営業外費用でございます。5万円、支払い利息でございます。

続きまして2款資本的支出でございます。本年度2億2,281万9,000円でございます。内容といたしましては建設改良費として2億2,281万9,000円、下水道整備費でございます。

続きまして3款予備費でございます。予備費として50万円でございます。

歳出合計といたしましては2億6,241万4,000円でございます。

次に左側の歳入でございます。1款事業収入です。本年度3,956万5,000円、内容でございます。営業収入といたしまして1,744万6,000円、うち下水道使用料1,744万5,000円、その他営業収入といたしまして1,000円。次に営業外収入でございます。2,211万9,000円、うち他会計繰入金といたしまして2,211万8,000円、その他営業外収入といたしまして1,000円でございます。

続きまして2款資本的収入でございます。本年度1億2,474万3,000円でございます。内容でございますが町債として9,720万円、他会計出資金といたしまして2,745万9,000円、繰越金といたしまして3万円、分担金及び負担金といたしまして5万4,000円でございます。

歳入合計につきましては1億6,430万8,000円でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第46号

○議長（菅原義幸君） 日程第28、議案第46号平成30年度せたな町漁業集落排水事業特別会計暫定予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは資料の１１ページでございます。平成３０年度せたな町漁業集落排水事業特別会計暫定予算案についてご説明いたします。右側の歳出より説明いたします。１款事業費用、本年度３１４万２，０００円、内容でございます。営業費用として３１４万２，０００円、うち総務費３，０００円、管渠費５０万円、処理場費として２６３万９，０００円でございます。

続きまして２款資本的支出はゼロでございます。本年度ゼロでございます。

続きまして３款予備費５万円でございます。

歳出合計につきましては３１９万２，０００円でございます。

次に左側の歳入でございます。１款事業収入、本年度２９２万５，０００円、内容につきましては営業収入２９万８，０００円、うちの排水施設使用料が２９万７，０００円、その他営業収入といたしまして１，０００円でございます。

次に営業外収入２６２万７，０００円、うち他会計繰入金といたしまして２６２万６，０００円、その他営業外収入といたしまして１，０００円でございます。

続きまして２款の資本的収入でございます。本年度１万円、内容といたしましては繰越金１万円でございます。

歳入合計につきましては２９３万５，０００円でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

説明員交替のため暫時休憩します。

休憩 午後 ３時１７分

再開 午後 ３時１８分

○議長（菅原義幸君） 会議を再開します。

◎日程第 29 議案第 47 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 29、議案第 47 号平成 30 年度せたな町風力発電事業特別会計暫定予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋 司君） 説明資料の 12 ページです。平成 30 年度せたな町風力発電事業特別会計暫定予算案についてです。右側の歳出からご説明いたします。1 款電気事業費予算額 426 万 8,000 円、内容は法定設置電気主任技術者 1 名の報酬、施設メンテナンス経費などでございます。

3 款予備費は 100 万円を計上し歳出合計は 526 万 8,000 円でございます。

続いて左側の歳入でございます。2 款繰越金 1 万円は前年度繰越金です。

3 款諸収入 800 万円、北海道電力への電気売払収入でございます。

歳入合計 801 万円でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

説明員交替のため暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 22 分

再開 午後 3 時 23 分

○議長（菅原義幸君） 会議を再開いたします。

◎日程第 30 議案第 48 号

○議長（菅原義幸君） 日程第30、議案第48号平成30年度せたな町瀬棚港旅客施設事業特別会計暫定予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

横川水産林務課長。

○水産林務課長（横川洋二君） それでは説明資料の13ページをお開き願います。平成30年度せたな町瀬棚港旅客施設事業特別会計暫定予算案について説明させていただきます。この特別会計は29年度まで一般会計の8款土木費、4項港湾費、2目フェリーターミナル管理費の予算を特別会計として新設したものであります。それでは歳出から説明いたします。1款フェリーターミナル管理費予算額68万5,000円で、内訳につきましては賃金、これは駐車場管理人の賃金であります34万円、需用費28万円、役務費5万5,000円、使用料及び賃借料で1万円、歳出合計68万5,000円となったものであります。

次に歳入ですが1款使用料及び手数料で56万5,000円であります。内訳につきましてはフェリーターミナル使用料で15万9,000円、駐車場使用料で40万6,000円で合計56万5,000円であります。

次に2款諸収入で12万円であります。これは雑入でフェリーターミナル電気料収入として12万円で、フェリー事務所と売店の電気料収入であります。

以上歳入合計で68万5,000円で収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明終了です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。歳入歳出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第49号

○議長（菅原義幸君） 日程第31、議案第49号平成30年度せたな町病院事業会計暫定予算を議題といたします。

内容の説明を求めます。

国保病院横川事務局長。

○国保病院事務局長（横川 忍君） それでは説明書14ページをお開きください。平成30年度せたな町病院事業会計暫定予算案についてご説明をさせていただきます。上段収益的収支でございます。本暫定予算では4月から6月におきますものを勘案いたしまして収入支出共に総額3億4,195万円を計上いたしました。左側収入の付記欄には、繰入金等について記載してございます。病院事業会計全体では、交付税措置額ほかいわゆるルール分でございますけれども1億1,294万9,000円、一般会計繰出基準補助金991万円、町単独持出分9,000万円とし、総額2億1,285万9,000円を予定しております。

次に下の欄、資本的収支について右側の支出でございますが7,161万円、左側の収入は7,036万円を予定しており、資本的収入が資本的支出額に対して不足する125万円を損益勘定留保資金にて補てんするものでございます。以降各診療施設ごとに説明をさせていただきます。

15ページをご覧ください。せたな町立国保病院分でございます。収益的収支ですが2億4,107万3,000円としております。右側支出から説明をさせていただきます。1項医業費用は2億3,986万6,000円、主なものといたしましては給与費1億5,631万3,000円、経費5,741万7,000円などでございます。内容については記載のとおりでございますが、昨年の実績等を勘案したものでございます。

これに対する収入でございます。1項医業収益は1億2,636万3,000円、主なものは入院収益5,944万8,000円、外来収益では1,938万2,000円を見込んでおります。2項医業外収益は1億1,461万円、主に不採算地区病院の運営に要する経費等を繰入し収支の均衡を図ったところでございます。付記欄に繰入額をまとめて掲載させていただきました。予定額といたしましては交付金措置額ほかで9,166万3,000円、一般会計繰出基準補助金991万円、町単独持出分5,206万7,000円とし総額1億5,364万円を予定しております。

次に下の欄、資本的収支でございます。右側支出では7,161万円を予定しております。主なものは1項建設改良費、医療機器購入費7,125万円でございますが、内容といたしましては電子カルテシステム導入に係る経費でございます。かねてより患者待ち時間短縮、医師、職員の業務負担の軽減、また業務の効率化とチーム医療体制構築のために電子カルテシステムの導入を検討してまいりました。また早期に導入を望む声も内外にあったところでございます。暫定予算にあたり提出するか検討いたしましたが、本事業は業者決定から運用までに6ないし8カ月の期間を要すること。また予定しております企業債が年度当初に議決なされていなければ使用できないこと。また補助金に対しましては12月末までに運用を開始できなければ使用できないなどの諸条件によりまして、今暫定予算に提出させていただいているところでございます。

左側、資本的収入では7,036万円でございます。1項企業債3,000万円は医療機器購入事業債でございます。また3項国民健康保険直営診療施設運営費等補助金といたしまして4,000万円を電子カルテシステム導入の補助金として計上させていただいております。資本的収入が資本的支出に不足する125万円は損益勘定留保資金で補てんするものではございます。

次に16ページをお開きください。瀬棚診療所分でございます。収益的支出は5,528万円とし、1項医業費用でございますが5,478万円は主に給与費3,225万3,000円のほ

か材料費 660 万円、経費 1,545 万 7,000 円等でございます。

これに対する収入でございますが、1 項医業収益 2,007 万 8,000 円は、主に医科、歯科の外来収益によるものでございます。2 項医業外収益は 3,510 万 2,000 円、繰入金等が主でございます。付記欄に繰入金をまとめて記載させていただきました。交付金措置額ほかで 1,418 万 6,000 円、町単独持出分 2,083 万 6,000 円でございます。総額 3,502 万 2,000 円といたしました。

これにより収支の均衡を図ったものでございます。

資本的収支に関しては計上はございません。

資料 17 ページをお開きください。大成診療所分でございます。収益的支出は 4,559 万 7,000 円とし、1 項医業費用でございますが 4,518 万 8,000 円は、主に給与費 2,671 万 1,000 円、材料費 1,305 万 8,000 円等でございます。

これに対する収入でございますが、1 項医業収益 2,120 万 3,000 円、外来収益が主なものでございます。2 項医業外収益 2,429 万 4,000 円は繰入金为主でございます。付記欄にまとめて記載させていただきました。交付金措置額分 710 万円、町単独持出分 1,709 万 7,000 円、総額 2,419 万 7,000 円で収支の均衡を図ったものでございます。

また資本的収支の計上はございません。

以上で病院事業会計暫定予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。収入支出全款一括質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で本日の議事は終了しましたので、会議を閉じます。

なお明日 30 日午前 10 時に定例会を再開いたしますので、当議場にご参集願います。

本日はこれにて散会します。

ご苦労様でした。

散会 午後 3 時 31 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年5月7日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 梶 田 道 廣

署 名 議 員 大 湯 圓 郷

平成30第1回せたな町議会定例会 第5号

平成30年3月30日（月曜日）

○議事日程（第5号）

- 1 選挙第 1号 北部桧山衛生センター組合議会議員の選挙について
- 2 請願第 1号 せたな町福祉バス導入に関する請願について
- 3 請願第 2号 せたな消防署瀬棚分遣所のあり方に関する請願について
- 4 意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書
- 5 発議第 1号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について
- 6 発議第 2号 町政のあり方に関する調査特別委員会の閉会中における継続調査の申し出について

○出席議員（11名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 細川伸男君 | 2番 神田和浩君 |
| 4番 本多浩君 | 5番 石原広務君 |
| 6番 梶田道廣君 | 7番 大湯圓郷君 |
| 8番 真柄克紀君 | 9番 平澤等君 |
| 10番 大野一男君 | 11番 熊野主税君 |
| 12番 菅原義幸君 | |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町長	高橋貞光君
教育委員会教育長	成田円裕君
農業委員会会長	原田喜博君
選挙管理委員会委員長	大坪観誠君
代表監査委員	残間正君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木正則君
総務課長	原進君
まちづくり推進課長	小坂橋司君

財 政 課 長	西 村 晋 悟 君
税 務 課 長	樋 口 照 靖 君
町 民 児 童 課 長	吉 崎 裕 人 君
保 健 福 祉 課 長	福 士 藤 美 君
農 務 課 長	佐 藤 橋 睦 君
農 業 セ ン タ ー 所 長	高 橋 川 二 君
水 産 林 務 課 長	横 丹 羽 優 君
建 設 水 道 課 長	丹 三 浦 史 君
会 計 管 理 者	横 高 橋 忍 君
国 保 病 院 事 務 局 長	補 佐 神 濱 幸 昌 惠 君
総 務 課 長	補 佐 佐 濱 幸 真 由 美 君
財 政 課 長	補 佐 坂 元 八 木 手 松 平 中 浜 吉 黒 伊 古 竹 長 河 栄 上 金 高 小 尾 斉
税 務 課 長	補 佐 佐 坂 元 八 木 手 松 平 中 浜 吉 黒 伊 古 竹 長 河 栄 上 金 高 小 尾 斉
町 民 児 童 課 長	補 佐 佐 坂 元 八 木 手 松 平 中 浜 吉 黒 伊 古 竹 長 河 栄 上 金 高 小 尾 斉
町 民 児 童 課 長	補 佐 佐 坂 元 八 木 手 松 平 中 浜 吉 黒 伊 古 竹 長 河 栄 上 金 高 小 尾 斉
保 健 福 祉 課 長	補 佐 佐 坂 元 八 木 手 松 平 中 浜 吉 黒 伊 古 竹 長 河 栄 上 金 高 小 尾 斉
水 産 林 務 課 長	補 佐 佐 坂 元 八 木 手 松 平 中 浜 吉 黒 伊 古 竹 長 河 栄 上 金 高 小 尾 斉
農 務 課 長	補 佐 佐 坂 元 八 木 手 松 平 中 浜 吉 黒 伊 古 竹 長 河 栄 上 金 高 小 尾 斉
水 産 林 務 課 長	補 佐 佐 坂 元 八 木 手 松 平 中 浜 吉 黒 伊 古 竹 長 河 栄 上 金 高 小 尾 斉
建 設 水 道 課 長	補 佐 佐 坂 元 八 木 手 松 平 中 浜 吉 黒 伊 古 竹 長 河 栄 上 金 高 小 尾 斉
建 設 水 道 課 長	補 佐 佐 坂 元 八 木 手 松 平 中 浜 吉 黒 伊 古 竹 長 河 栄 上 金 高 小 尾 斉
国 保 病 院 事 務 局 次 長	幹 中 浜 吉 黒 伊 古 竹 長 河 栄 上 金 高 小 尾 斉
総 務 課 主 幹	幹 中 浜 吉 黒 伊 古 竹 長 河 栄 上 金 高 小 尾 斉
ま ち づ く り 推 進 課 主 幹	幹 中 浜 吉 黒 伊 古 竹 長 河 栄 上 金 高 小 尾 斉
財 政 課 主 幹	幹 中 浜 吉 黒 伊 古 竹 長 河 栄 上 金 高 小 尾 斉
北 檜 山 保 育 所 長	幹 中 浜 吉 黒 伊 古 竹 長 河 栄 上 金 高 小 尾 斉
保 健 福 祉 課 主 幹	幹 中 浜 吉 黒 伊 古 竹 長 河 栄 上 金 高 小 尾 斉
保 健 福 祉 課 主 幹	幹 中 浜 吉 黒 伊 古 竹 長 河 栄 上 金 高 小 尾 斉
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長	幹 中 浜 吉 黒 伊 古 竹 長 河 栄 上 金 高 小 尾 斉
農 務 課 主 幹	幹 中 浜 吉 黒 伊 古 竹 長 河 栄 上 金 高 小 尾 斉
水 産 種 苗 育 成 セ ン タ ー 副 所 長	幹 中 浜 吉 黒 伊 古 竹 長 河 栄 上 金 高 小 尾 斉
建 設 水 道 課 主 幹	幹 中 浜 吉 黒 伊 古 竹 長 河 栄 上 金 高 小 尾 斉
建 設 水 道 課 主 幹	幹 中 浜 吉 黒 伊 古 竹 長 河 栄 上 金 高 小 尾 斉
建 設 水 道 課 主 幹	幹 中 浜 吉 黒 伊 古 竹 長 河 栄 上 金 高 小 尾 斉
総 務 係 長	長 中 浜 吉 黒 伊 古 竹 長 河 栄 上 金 高 小 尾 斉
職 員 厚 生 係 長	長 中 浜 吉 黒 伊 古 竹 長 河 栄 上 金 高 小 尾 斉
防 災 係 長	長 中 浜 吉 黒 伊 古 竹 長 河 栄 上 金 高 小 尾 斉

広 報 統 計 係 長	伊	藤	哲	史	君
商 工 勞 働 観 光 係 長	松	原	孝	樹	君
財 政 係 長	井	村	裕	行	君
経 理 入 札 係 長	小	林	朱	央	君
課 税 係 長	尾	野	真	也	君
徴 収 係 長	伊	瀬		亮	君
戸 籍 年 金 係 長	萩	原	千	明	君
国 保 医 療 係 長	中	山	康	春	君
保 育 士 係 長	尾	野	朋	美	君
保 健 推 進 係 長	垣	本	利	子	君
居 宅 介 護 支 援 係 長	今	川	勇	吾	君
包 括 支 援 係 長	阪	下	克	哉	君
地 域 支 援 係 長	金	澤	早	苗	君
農 政 係 長	長	内	解	人	君
畜 産 係 長	稲	船	洋	志	君
林 業 係 長	川	上	佳	隆	君
水産種育苗センター業務係長	池	田	裕	之	君
水 道 係 長	大	野	秀	幸	君
下 水 道 係 長	鈴	木	涼	平	君
出 納 係 長	山	川	彩	子	君
医 事 係 長	三	浦	三 津	枝	君

《大成総合支所》

支 所 長	佐	野	英	也	君
次 長	佐 々 木	英	正	人	君
主 幹	谷 川	一	志	智	君
主 幹	久 津 間		智	治	君
大成診療所事務長	古	守	幸	千	君
大成保育園長	國	井	美	昭	君
庶 務 係 長	藤	谷	知	樹	君
住 民 係 長	奥	村	大	希	君
福 祉 係 長	藤	谷		夫	君
産 業 係 長	水	野	万 寿		君

《瀬棚総合支所》

支 所 長	関		功	悦	君
養護老人ホーム三杉荘所長	上	野	宏	行	君
次 長	濱	口	喜	秋	君
養護老人ホーム三杉荘次長	平	賀	英	治	君

主	幹	増	田	和	彦	君
国保病院瀬棚診療所事務長		古	畑	英	規	君
瀬棚保育所長		沼	口	恵	子	君
庶務係長		栗	谷	一	樹	君
住民係長		稲	船	菜穂	子	君
福祉係長		河	野	葉	子	君
産業係長		油	谷	好	彦	君
建設水道係長		小	池	秀	樹	君
保育士係長		本	田	和	矢	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

教育委員会事務局長	杉	村	彰	君
教育委員会事務局次長	沼	口	英樹	君
大成教育事務所長	荻	原	勝幸	君
北檜山幼稚園長	鎌	田	郁美	君
教育委員会事務局主幹	杉	村	輝明	君
瀬棚教育事務所社会教育・体育係長	山	本	亨	君
総務係長	近	藤	智博	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長	西	田	良子	君
------	---	---	----	---

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長	原	進	君
書記次長	高	橋	純君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局長	丹	羽	小百合	君
事務局次長	上	野	朋広	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局長	丹	羽	小百合	君
事務局次長	上	野	朋広	君
事務局総務係	原	田	翔太	君

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員11名で定足数に達していますので、定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 選挙第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第1、選挙第1号 北部桧山衛生センター組合議会議員の選挙を行います。この件は故江上議員の死亡により当該組合議会議員に1名の欠員が生じたものです。よって、北部桧山衛生センター組合規約第6条第3項の規定により補欠選挙を行うものです。

選挙の方法についてお諮りいたします。

神田議員。

○2番（神田和浩君） 動議を提出いたします。本件の選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によることを望みます。

（「賛成」という者のあり）

○議長（菅原義幸君） ただいま神田議員から選挙の方法は指名推選によることとの動議が提起されました。この動議には賛成者がいますので成立をいたしました。

指名推選による動議を直ちに議題とし採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本件の選挙の方法は指名推選によることとの動議は可決されました。

指名推選の発言を求めます。

神田議員。

○2番（神田和浩君） 本多浩議員を指名推選いたします。

以上です。

○議長（菅原義幸君） お諮りいたします。

ただいま神田議員から指名推選のありました本多浩議員を北部桧山衛生センター組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、本多議員が北部桧山衛生センター組合議会議員に当選されました。会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選されました本多議員から発言の申し出がありますので、これを許します。

○4番（本多 浩君） ただいま皆様のご推挙により北部桧山衛生センター組合議会議員に当選させていただきました。

誠にありがとうございます。

微力ではありますが衛生行政の進展に尽力したいと考えております。衛生センター組合議議員としての決意の一端を申し上げあいさついたします。

よろしくお願いいたします。

◎日程第２ 請願第１号

○議長（菅原義幸君） 日程第２、請願第１号 せたな町福祉バス導入に関する請願についてを議題とします。

紹介議員からの説明を求めます。

本多議員。

○４番（本多 浩君） ただいま上程されました請願第１号せたな町福祉バス導入に関する請願について紹介議員として趣旨説明を申し上げます。

これはせたな町身体障害者協会会長、内田親秀さん、北檜山老人クラブ連合会会長、平澤修さん、北檜山区母子寡婦会会長、杉浦幸子さん、北檜山奉仕団体連絡協議会会長、細川和子さん、せたな町認知症になっても安心して住める地域をつくる会会長、本間久代さんから出たものであります。

請願の理由としてせたな町福祉バスの有効利用について、現在、各団体は多種多様な活動を展開しながら工夫を凝らして事業展開をしております。まちは福祉バスの使用については、瀬棚区ふれあいバス、大成区福祉バスを使用するよう指導をしていますが、瀬棚区ふれあいバスは患者バスとして週４日、福祉バスとしては週３日使用可能となっておりますが、ほぼ空がない状況であります。大成区福祉バスは、国保病院への送迎がない場合に利用可能となっておりますが、利用可能日数や各種団体との利用日程の重複など福祉バスの確保が非常に難しい状況であることから、今後の全町的な福祉活動を推進するに当たり、北檜山区への福祉バス１台の導入について請願するものであります。

以上、平成３０年１月３０日に来た請願であります。

議員各位におかれましては、本請願の趣旨をご理解いただき、ぜひ採択していただけるようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（菅原義幸君） お諮りします。

本請願については、会議規則第９１条第１項の規定により総務厚生常任委員会に付託し、議会閉会中の継続審査に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本件は総務厚生常任委員会に付託の上、議会閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第3 請願第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第3、請願第2号 せたな消防署瀬棚分遣所のあり方に関する請願についてを議題とします。

紹介議員からの説明を求めます。

神田議員。

○2番（神田和浩君） ただいま上程されました。請願第2号せたな消防署瀬棚分遣所のあり方に関する請願について紹介議員として趣旨説明を申し上げます。

これは瀬棚区町内会連合会会長、工藤浩司さんから出たものであります。

請願の理由として、せたな消防署瀬棚分遣所への救急車の配備、運用する職員の配置は瀬棚区の住民の健康と生命を守る砦であり、安心感と心強さは何物にも替えることができない財産であります。これは瀬棚区町内会連合会臨時総会に出席した各町内会長の総意でもあり、地域住民の切実な思いでもあります。請願の要旨として、せたな消防署瀬棚分遣所については、平成29年度を期限とした急激な変化を緩和する措置として、平日日中に限り救急車の配備と3名の署員配置が取られています。平成30年度以降についても現在同様の救急車の配備と署員の配置体制を維持するようお願いするものです。

以上、平成30年2月26日に来た請願です。

議員各位におかれましては、この請願の趣旨をご理解いただき、ぜひ採択をしていただくようよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） お諮りします。

本請願については、会議規則第91条第1項の規定により総務厚生常任委員会に付託し、議会閉会中の継続審査に付したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本件は総務厚生常任委員会に付託の上、議会閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第4 意見書案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第4、意見書案第1号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平澤議員。

○9番（平澤 等君） 意見書案第1号を提案いたします。朗読にて説明させていただきます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書、2016年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時、非常勤職員は全国で64万人とされ、いまや自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員です。職種は行政事務職のほか保育士、学童指導員、学校給食調理員、看護師、医療技術者、各種相談員、図書館

職員、公民館職員、学校教員など多岐にわたっています。また、その多くの職員が恒常的業務に就いており、地方行政の重要な担い手となっております。

２０１７年５月１１日、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立しました。新たな一般職非常勤職員である会計年度任用職員は、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則に基づき、常勤職員との均等待遇を求めています。

各自治体においては２０２０年４月の法施行に向けて、任用実態の調査、把握、関係条例規制規則等の制定、新たな予算の確保を行う必要がありますが、まだ先という捉えから未着手の自治体も多くあり、準備不足が懸念されます。

つきましては、行政サービスの質の確保、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望いたします。

１、地方公務員法及び地方自治法の一部改正について、改めて制度変更について各自治体に対し周知徹底するとともに、実態の把握に向けて必要な調査等を行うこと、以下３点について実施されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第９９条に基づき提出いたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第５ 発議第１号

○議長（菅原義幸君） 日程第５号、発議第１号 三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付のとおり、議会閉会中における所管事務継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、議会閉会中の継続事務調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

◎日程第6 発議第2号

○議長（菅原義幸君） 日程第6号、発議第2号、町政のあり方に関する調査特別委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

◎閉議宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で、今定例会に附議された案件の審議は終了したので、会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（菅原義幸君） これをもって平成30年第1回せたな町議会定例会を閉会します。
長時間にわたり大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時19分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年5月7日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 梶 田 道 廣

署 名 議 員 大 湯 圓 郷